

料金表 通則

- 1 削除
- 2 削除

(他社接続通話等と接続して行う通話等に係る通話等料金の設定等)

- 3 他社接続通話等と接続して行う通話等 (協定事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線又は公衆電話の電話機等から発信された他社接続通話等と接続して行う通話等については、事業者識別番号 (番号規則の規定により当社が指定を受けた電気通信事業者の電気通信回線設備を識別するための電気通信番号をいいます。以下同じとします。) を付加して行われるものに限ります。) に係る料金額は、特定相互接続通話等 (料金表第2 (通話等料金) 1 (適用) の表の11欄の特定相互接続通話等をいいます。) となるもの及び国際着信課金通話等 (協定事業者等の契約者回線又は公衆電話の電話機等から外国に宛てて発信する、事業者識別番号 00531 をダイヤルして行われる第3種料金着信払自動通話等 (同表の2欄の第3種料金着信払自動通話等をいいます。) であって、外国の電気通信事業者が外国の電気通信事業者の契約約款等により、当社の電気通信サービスの提供区間、協定事業者の電気通信サービスの提供区間及び外国の電気通信事業者の電気通信サービスの提供区間を合わせてその料金額を設定するものをいいます。) を除いて、当社の電気通信サービスの提供区間と協定事業者の電気通信サービスの提供区間とを合わせて、当社が設定するものとしします。
- 4 他社接続通話等と接続して行う通話等に係る料金の適用については、次のとおりとします。
 - (1) 協定事業者の電話サービスに係る契約者回線又は公衆電話の電話機等から発信された他社接続通話等と接続して行う通話等については、通話に係る料金を適用します。
 - (2) 協定事業者の総合デジタル通信サービスに係る契約者回線又は公衆電話の電話機等から発信された他社接続通話等と接続して行う通話等については、総合デジタル通信に係る料金を適用します。

(特定プリペイドカード等による国際通話に係る料金の設定等)

- 5 特定プリペイドカード (当社又は沖縄セルラー電話株式会社が発行する通話料前払式カードをいいます。以下同じとします。) 又は特定ローミング (当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社が別に定めるところにより提供する国際ローミング又は別表3の2の(2)の契約約款に定める国際ローミングをいいます。以下同じとします。) を利用し、その契約に基づいて設置される契約者回線から事業者識別番号を付加して発信する国際通話に係る料金は、当社が設定するものとしします。
- 6 特定プリペイドカードによる国際通話を行った者、国際ローミング契約者 (国際ローミングの契約者をいいます。以下同じとします。) 又は特定第2種一般電話契約者は、特定プリペイドカード、特定ローミング又は特定第2種一般電話契約に係る国際通話について、当社若しくは沖縄セルラー電話株式会社又は別表3の2の(2)に定める電気通信事業者が測定した通話時間と料金表第2 (通話等料金) の規定とに基づいて算定した通話等料金の支払いを要します。
- 7 特定プリペイドカード、特定ローミング又は特定第2種一般電話契約に係る国際通話の料金に関するその他の取扱いについては、LTE約款若しくはWIN約款又は別表3の2

の(2)に定める契約約款に規定するプリペイド通話、国際ローミングに係る契約者回線又は通常通話の場合に準じて取り扱います。

(電話等契約の種類)

8 一般電話等契約及びクレジット電話等契約には、下表の種類があります。

種類	内容
カテゴリーⅠ	非自動通話等を含めた国際通話等の発信が可能であって、国内通話等に係る料金について、一定の利用秒数当たりの料金額を時間帯等の区分に応じて定めるもの又は一定の料金額で通話等が利用可能な秒数を時間帯等の区分に応じて定めるもの
カテゴリーⅡ	非自動通話等を除く国際通話等の発信が可能であって、国内通話等に係る料金について、一定の料金額で通話等が利用可能な秒数を時間帯等の区分に応じて定めるもの
カテゴリーⅢ	非自動通話等を含めた国際通話等の発信が可能であって、国内通話等に係る料金について、一定の利用秒数当たりの料金額を時間帯等の区分に応じて定めるもの

備考

- 1 当社は、カテゴリーⅢに係る第1種一般電話等契約は締結しません。
- 2 当社は、カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約者からのカテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約の申込みを承諾したときは、そのカテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約を解除します。
- 3 当社は、カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係る特定第1種一般電話契約及びカテゴリーⅠ又はカテゴリーⅢに係る特定第2種一般電話契約は締結しません。
- 4 当社は、カテゴリーⅠに係る第2種一般電話等契約は締結しません。
- 5 当社は、カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係るクレジット電話等契約は締結しません。

(注1) カテゴリーⅡに係る国際通話等については、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る契約者回線に限り提供します。

(注2) カテゴリーⅢに係る国内通話等については、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る契約者回線以外は提供しません。

9 削除

(電話サービス等の区別)

10 第1種一般電話サービス等には、下表の区別があります。

種類	内容
通常電話サービス等	Vネットサービス以外のもの
Vネットサービス (商品名：VPネット)	特定の契約者回線（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係るものに限ります。）からの通話等の発信時に、料金表別表1の機能により、番号変換等を行うもの

11 第1種一般電話サービス等に係るVネットサービスには、下表の区別があります。

種類	内容
タイプⅠ	Vネット番号を利用して通話を発信する場合に、事業者識別番号の付加を必要としないもの
タイプⅡ(商品名：VPネットⅡ)	Vネット番号を利用して通話等を発信する場合に、事業者識別番号の付加を必要とするもの

備考 タイプ I は、その契約者回線が協定事業者の電話サービスに係るものである場合に限り提供します。

12 第 1 種一般電話等契約者は、その契約者回線について、料金表別表 1 に定めるところにより、V ネットサービスの区別の変更の請求をすることができます。

(料金の計算方法)

13 第 87 条(定額利用料の支払義務)の規定により付加機能使用料の支払いを要することとする期間は次のとおりとします。

(1) 第 1 種国内通話等に係る付加機能の付加機能使用料

その電話等契約に基づいて当社が付加機能の提供を開始した日から起算して付加機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、その日)

(2) 第 2 種国内通話等又は国際通話等に係る付加機能の付加機能使用料

その電話等契約に基づいて当社が付加機能の提供を開始した日の翌日から起算して付加機能の廃止があった日までの期間(提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、その日)

14 当社は、月額料金(定額利用料のうち、月額で定められている料金をいいます。以下同じとします。)、通話等料金及びユニバーサルサービス料は、料金月(1の暦月の起算日(当社が電話等契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。以下同じとします。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、通話等料金について、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算することがあります。

(注) 当社は電話等契約ごとに、毎暦月の 1 日、11 日、16 日又は 23 日の何れかの日を起算日とします。

15 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。

16 当社は、月額料金、通話等料金及びユニバーサルサービス料については、料金月等に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。

17 当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ電話等契約者の承諾を得て、14 の規定にかかわらず、通話等料金を 2 以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額により支払いを請求することがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。

17-2 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1) (2)以外の料金	この約款に定める税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。
(2) 27 の但書きに定める料金	この約款に定める額により行います。

17-3 当社は、電話会議サービスに係る通話等料金(通信会議サービスに係る料金と料金月単位で一括して請求するものに限ります。)については、通信会議サービス契約約款の定めるところに従って計算します。

(月額料金の日割)

18 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

- (1) 料金月の初日以外の日付に付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日付に付加機能の廃止があったとき。
 - (3) (1)及び(2)の場合を除いて、料金月の初日以外の日付に月額料金の額が増加又は減少したとき(この場合において、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します)。
 - (4) 第87条(定額利用料の支払義務)第2項第4号の表又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (5) 料金月の初日に付加機能の提供を開始し、その日にその付加機能の廃止があったとき。
 - (6) 起算日の変更があったとき。
- 19 18の規定による月額料金の日割は、料金月の日数(13の第2号の規定による料金の計算においては、1料金月あたりの日数を30日とみなします)により行います。この場合において、第87条(定額利用料の支払義務)第2項第4号の表の1欄又は同条第3項第2号の表に規定する月額料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

- 20 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
ただし、この約款に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

- 21 電話等契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 22 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 23 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 24 当社は、当該月に請求すべき料金の総額が当社が別に定める額に満たない場合は、当社が別に定める場合に該当するときを除いて、その月に請求すべき料金を翌月又は翌々月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

- 25 当社は、24の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、電話等契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 26 当社は、料金又は工事に関する費用について、電話等契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 26の「当社が別に定める条件」とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることをいいます。

(消費税相当額の加算)

27 第 87 条(定額利用料の支払義務)の規定その他この約款の規定により料金の支払いを要するものとされている額は、この約款に定める税抜額に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。

- (1) 国際通話等に係る料金
- (2) 国際無線電話通話等に係る料金
- (3) 海事衛星電話通話等に係る料金
- (4) 携帯移動衛星電話通話等に係る料金
- (5) プリペイド自動通話等に係る料金
- (6) 国際通話等において利用可能な付加機能の付加機能使用料

(料金等の臨時減免)

28 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の定めにかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス等取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

29 削除

30 削除

(KDDI一括請求に係る料金等の取扱い)

31 当社は、電話等契約者(第1種一般電話サービス等又はクレジット電話サービス等に係る電話等契約者であって料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この31から33までにおいて同じとします。)又は付加機能限定電話契約者(料金明細内訳を記録している者に限ります。以下この31から33までにおいて同じとします。)から請求があったときは、次の割引判定条件のすべてを満たすことを条件に、次の割引対象サービスに係る料金等(その請求日の属する料金月の前料金月に生じたものであって、当社が別に定めるものに限ります。)から、その料金等に一括請求額(当社のLTE約款又はWIN約款に定めるau判定料金、次の割引判定条件のウに定める電話判定料金及び当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定めるインターネット判定料金の合計請求額をいいます。以下同じとします。)に応じて定まる下表の割引率を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを契約者回線又はメンバーズコードごとに切り上げます。)を割り引く取扱いを行います。

(1) 割引判定条件

ア 当社のLTE約款に定めるLTE契約者(KDDI一括請求の取扱いの適用を受けている者に限ります。)又はWIN約款に定めるau契約者(KDDI一括請求の取扱いの適用を受けている者に限ります。)であること。

イ 当社のLTE約款又はWIN約款に定めるau判定料金に係る請求があること。

ウ 電話サービス等(第1種一般電話サービス等、クレジット電話サービス等又は付加機能限定電話サービスに限ります。以下この31から33までにおいて同じとします。)に係る料金等(その請求日の属する料金月の前料金月に生じたものであって、当社が

別に定めるものに限ります。以下「電話判定料金」といいます。)の請求(その電話判定料金の請求額が税抜額 1,000 円以上の場合に限ります。)又は当社の総合オープン通信網サービス契約約款に定めるインターネット判定料金の請求があること。

(2) 割引対象サービス

- ア 第1種一般電話サービス等
- イ クレジット電話サービス等
- ウ 付加機能限定電話サービス

(3) 割引率

一括請求額	割引率
税抜額 50,000 円以上の場合	4%
税抜額 20,000 円以上の場合	3%
税抜額 10,000 円以上の場合	4%

32 31 の取扱いは、電話等契約者又は付加機能限定電話契約者からの請求があったことを当社が電話サービス等取扱所において確認した日(以下この 32 において「確認日」といいます。)の属する料金月の初日(確認日の属する料金月の末日に電話サービス等が開始されていない場合は、当該電話サービス等の提供を開始した日の属する料金月の初日)から適用することとし、その次料金月以降においても、従前と同様の条件により、31 の取扱いは継続するものとします。

33 当社は、当社のLTE約款又はWIN約款に定めるKDDI一括請求について、当社が電話サービス等取扱所においてその取扱いが終了したことを確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の初日から、31 の取扱いは終了したものとします

(「KDDIまとめて請求」に係る料金等の取扱い)

34 当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」(以下「KDDIまとめて請求規約」といいます。)に定める「KDDIまとめて請求」(以下「KDDIまとめて請求」といいます。)が適用されている場合は、この約款の規定にかかわらず、KDDIまとめて請求規約が適用されます。

(料金等の請求)

35 電話サービス等に係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又はKDDIまとめて請求規約のほか、当社が別に定めるところによります。

第 1 削除

第2 通話等料金

1 適用

通話等料金の適用については、第88条（通話等料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話等料金の適用																				
<p>(1) 単位料金区域の設定</p>	<p>ア 当社は、全国の区域を分けて単位料金区域（区域外通話等（(3)欄に規定する区域外通話等をいいます。）の料金を算定する場合に、その算定の基礎となる通話等地域間距離を測定するための単位となる区域をいいます。以下同じとします。）を定めます。</p> <p>イ 当社は、当社が指定する電話サービス等取扱所において、単位料金区域及びその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域を表示する図表並びに全国の単位料金区域一覧表を閲覧に供します。</p>																			
<p>(2) 通話等の種類等の適用</p>	<p>ア 通話等には、下表の種類があります。</p> <table border="1" data-bbox="464 703 1481 2072"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 748 600 1077">国内通話等</td> <td data-bbox="600 748 767 1077">国内通話</td> <td data-bbox="767 748 1481 1077">本邦内に終始する通話であって、第2種移動体着信通話、第3種移動体着信通話、国際無線電話通話、海事衛星電話通話、携帯移動衛星電話通話、アクセスコード（データ送受信サービス契約約款に規定するアクセスコードをいいます。以下同じとします。）をダイヤルして行われる通話及び電話会議通話以外のもの</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="600 1077 767 1330">国内通信</td> <td data-bbox="767 1077 1481 1330">本邦内に終始する総合デジタル通信であって、第2種移動体着信通信、第3種移動体着信通信、ユーザー間情報通知、国際無線電話通信、海事衛星電話通信、携帯移動衛星電話通信、アクセスコードをダイヤルして行われる通信及び電話会議通信以外のもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1330 600 1868">第2種移動体着信通話等</td> <td data-bbox="600 1330 767 1742">第2種移動体着信通話</td> <td data-bbox="767 1330 1481 1742">契約者回線から契約者回線（別に定める契約に基づいて設置される移動体契約回線（別表3の1に定める契約に基づいて設置される契約者回線（以下「携帯契約回線」といいます。）及び別表3の2に定める契約に基づいて設置される契約者回線（以下「PHS契約回線」といいます。）をいいます。以下同じとします。）へ行われる通話（事業者識別番号である0077をダイヤルして行われる通話に限ります。）</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="600 1742 767 1868">第2種移動体着信通信</td> <td data-bbox="767 1742 1481 1868">第2種移動体着信通話に相当する総合デジタル通信</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="464 1868 767 2072">第3種移動体着信通話</td> <td data-bbox="767 1868 1481 2072">プリペイド自動通話等（別に定めるプリペイドカードによるものに限ります。）であって、契約者回線（別に定める契約に基づいて設置される移動体契約回線に限ります。）へ行われる通話（事業者識別番号である0055をダイヤ</td> </tr> </tbody> </table>		種類		内容	国内通話等	国内通話	本邦内に終始する通話であって、第2種移動体着信通話、第3種移動体着信通話、国際無線電話通話、海事衛星電話通話、携帯移動衛星電話通話、アクセスコード（データ送受信サービス契約約款に規定するアクセスコードをいいます。以下同じとします。）をダイヤルして行われる通話及び電話会議通話以外のもの		国内通信	本邦内に終始する総合デジタル通信であって、第2種移動体着信通信、第3種移動体着信通信、ユーザー間情報通知、国際無線電話通信、海事衛星電話通信、携帯移動衛星電話通信、アクセスコードをダイヤルして行われる通信及び電話会議通信以外のもの	第2種移動体着信通話等	第2種移動体着信通話	契約者回線から契約者回線（別に定める契約に基づいて設置される移動体契約回線（別表3の1に定める契約に基づいて設置される契約者回線（以下「携帯契約回線」といいます。）及び別表3の2に定める契約に基づいて設置される契約者回線（以下「PHS契約回線」といいます。）をいいます。以下同じとします。）へ行われる通話（事業者識別番号である0077をダイヤルして行われる通話に限ります。）		第2種移動体着信通信	第2種移動体着信通話に相当する総合デジタル通信		第3種移動体着信通話	プリペイド自動通話等（別に定めるプリペイドカードによるものに限ります。）であって、契約者回線（別に定める契約に基づいて設置される移動体契約回線に限ります。）へ行われる通話（事業者識別番号である0055をダイヤ
種類		内容																		
国内通話等	国内通話	本邦内に終始する通話であって、第2種移動体着信通話、第3種移動体着信通話、国際無線電話通話、海事衛星電話通話、携帯移動衛星電話通話、アクセスコード（データ送受信サービス契約約款に規定するアクセスコードをいいます。以下同じとします。）をダイヤルして行われる通話及び電話会議通話以外のもの																		
	国内通信	本邦内に終始する総合デジタル通信であって、第2種移動体着信通信、第3種移動体着信通信、ユーザー間情報通知、国際無線電話通信、海事衛星電話通信、携帯移動衛星電話通信、アクセスコードをダイヤルして行われる通信及び電話会議通信以外のもの																		
第2種移動体着信通話等	第2種移動体着信通話	契約者回線から契約者回線（別に定める契約に基づいて設置される移動体契約回線（別表3の1に定める契約に基づいて設置される契約者回線（以下「携帯契約回線」といいます。）及び別表3の2に定める契約に基づいて設置される契約者回線（以下「PHS契約回線」といいます。）をいいます。以下同じとします。）へ行われる通話（事業者識別番号である0077をダイヤルして行われる通話に限ります。）																		
	第2種移動体着信通信	第2種移動体着信通話に相当する総合デジタル通信																		
	第3種移動体着信通話	プリペイド自動通話等（別に定めるプリペイドカードによるものに限ります。）であって、契約者回線（別に定める契約に基づいて設置される移動体契約回線に限ります。）へ行われる通話（事業者識別番号である0055をダイヤ																		

		ルして行われる通話に限ります。)
	ユーザー間情報通知	契約者回線（別に定める契約に基づいて設置される契約者回線に限ります。以下この欄において同じとします。）から契約者回線その他の電気通信回線への総合デジタル通信（別に定めるものに限ります。）を行う際に、制御信号を利用して行われるもの
国際通話等	国際通話	国際無線電話通話、海事衛星電話通話、携帯移動衛星電話通話及び電話会議通話以外の通話であって、本邦と外国（外国の電気通信事業者（別に定める者に限ります。）の衛星電話システムに係る衛星携帯端末（以下「特定衛星携帯端末」といいます。）、機内携帯通話システムに係る端末（以下「特定機内携帯端末」といいます。）及び船舶内携帯通話システムに係る端末（以下「特定船舶内携帯端末」といいます。）を含みます。以下同じとします。）との間又は外国相互間で行われる通話
	国際通信	国際通話に相当する総合デジタル通信
国際無線電話通話等	国際無線電話通話	国際無線電話サービス（当社が提供する電気通信サービスであって、電気通信回線設備を使用して、外国の海岸局経由により、本邦と船舶との間、本邦船舶と外国との間、本邦船舶と本邦船舶との間又は本邦船舶と外国船舶との間で行われる他人の通信を媒介するものをいいます。以下同じとします。）に係る通話
	国際無線電話通信	国際無線電話通話に相当する総合デジタル通信
海事衛星電話通話等	海事衛星電話通話	海事衛星電話サービス（当社が提供する電気通信サービスであって、インマルサット・システムの海事衛星、海岸地球局及び船舶地球局等により構成される電気通信回線設備を使用して他人の通信を媒介するものをいいます。以下同じとします。）に係る通話
	海事衛星電話通信	海事衛星電話通話に相当する総合デジタル通信
携帯移動衛星電話通話等	携帯移動衛星電話通話	携帯移動衛星電話サービス（当社が提供する電気通信サービスであって、インマルサット・システムの携帯移動衛星、携帯基地地球局及び携帯移動地球局等により構成される電気通信回線設備を使用して他人の通信を媒介するものをいいます。以下同じとします。）に係る通話
	携帯移動衛星電話通信	携帯移動衛星電話通話に相当する総合デジタル通信

電話会議通話等	電話会議通話	電話等網（電話会議サービスに係るものに限ります。）と他の電話等網（外国の電気通信事業者が設置するものを含みます。）との接続点（以下「電話会議用相互接続点」といいます。）相互間（1の電話会議用相互接続点に終始する場合を含みます。）の通話
	電話会議通信	電話会議通話に相当する総合デジタル通信
備考		
<p>1 国内通話等は、当社が別に定めるものを除いて、事業者識別番号を付加して発信するものとし、当社が別に定めるものを除いて、当社が設置する電気通信回線設備と協定事業者が設置する電気通信回線設備とを接続して提供します。</p> <p>2 国際通話等、国際無線電話通話等、海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等は、当社が別に定めるものを除いて、事業者識別番号を付加して発信するものとし、当社が別に定めるものを除いて、当社が設置する電気通信回線設備と協定事業者が設置する電気通信回線設備及び外国の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備とを接続して提供します。</p> <p>3 国内通話等は自動通話等に限り取り扱います。</p> <p>4 国際無線電話通話等は非自動通話等に限り取り扱います。</p>		
イ 削除		
ウ 総合デジタル通信（ユーザー間情報通知を除きます。以下このウにおいて同じとします。）には、下表の区別があります。		
区別		内容
デジタル通信モード（64Kb/s）		1のBチャンネル（64Kb/sで信号を伝送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）を利用して64Kb/sで回線交換方式により符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うもの
通話モード		1のBチャンネルを利用して回線交換方式により主としておおむね3KHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うもの
備考		
<p>1 次の総合デジタル通信は、通話モードによる場合に限り行うことができます。</p> <p>(1) 協定事業者の電話サービスに係る契約者回線等との間のもの</p> <p>(2) 国際無線電話通信</p> <p>(3) 非自動通信</p> <p>2 デジタル通信モード（64Kb/s）については、外国の電気通信事業者の事情により56Kb/sの符号伝送が可能なものとして提供することがあります。</p> <p>3 海事衛星電話通信及び携帯移動衛星電話通信のデジタル通信モード（64Kb/s）については、カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅢに係る一般電話等契約に係る契約者回線を利用する場合に限り提供</p>		

します。

エ 国内通話等には下表の区別があります。

区別	内容
第1種国内通話等	第2種国内通話等以外のもの
第2種国内通話等	任意の契約者回線又は任意の他社公衆電話の電話機等から事業者識別番号である 0053、0055 又は 0056 をダイヤルして行われるもの

オ 削除

カ 削除

キ 自動通話等には、下表の種別があります。

種別	内容
① 一般自動通話等	②から⑫までの通話等以外のもの
② 第1種料金着信払自動通話等	フリーコールサービスⅠ、フリーコールサービスⅡ又はフリーコールサービスⅢに係る通話等
③ 第3種料金着信払自動通話等	その通話等の料金を対話者側で支払うことを条件として請求された通話等であって、②の通話等以外のもの
④ クレジット自動通話等	別に定めるクレジットカードを利用して行われる通話等
⑤ プリペイド自動通話等	その通話等の料金の支払いに別に定めるプリペイドカードを利用することを条件として請求された通話等
⑥ 特定プリペイド自動通話等	その通話等の料金の支払いに特定プリペイドカードを利用することを条件として請求された通話等
⑦ 第三者課金自動通話等	第三者課金サービスにより請求された通話等
⑧ 第1種内線自動通話等	Vネットサービスに係る通話等（オンネットコール機能を利用して行うものに限りません。）
⑨ 第2種内線自動通話等	バーネットサービスに係る通話等（オンネットコール機能を利用して行うものに限りません。）
⑩ 第3種内線自動通話等	Sネットサービスに係る通話等
⑪ 国際ローミング着信自動通話等	国際ローミング着信サービスに係る通話等
⑫ 特定携帯国際自動通話	特定第2種一般電話契約に係る通話（国際ローミング着信自動通話等を除きます。）

備考

- 1 一般自動通話等以外の自動通話等を組み合わせて取り扱うことはできません。
- 2 第3種料金着信払自動通話等は、国内通話等、海事衛星電話通話等及び携帯移動衛星電話通話等においては取り扱いません。

- 3 クレジット自動通話等及びプリペイド自動通話等には次の種類があります。
- (1) 本邦から発信し外国に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行う自動通話等
 - (2) 本邦から発信し外国に着する、着信国の交換設備において通話等の請求の受付を行う自動通話等（プリペイド自動通話等を除きます。）
 - (3) 本邦から発信し外国に着する、中継国の交換設備において通話等の請求の受付を行う自動通話等（プリペイド自動通話等を除きます。）
 - (4) 外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行う自動通話等
 - (5) 外国から発信し外国に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行う自動通話等
 - (6) 本邦内で行われる自動通話等
 - (7) 本邦から船舶にあてる自動通話等
 - (8) 本邦から携帯移動地球局にあてる自動通話等
 - (9) 外国から船舶又は携帯移動地球局にあてる自動通話等であって、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行うもの
- 4 クレジット自動通話等は、次の各号に掲げるクレジットカードを利用して行われる場合に限って取り扱います。
- (1) 別に定めるクレジットカード（以下「当社が発行するクレジットカード」といいます。）であって、自動通話等を利用することができるもの
 - (2) 当社が利用を認めたクレジットカード（以下「一般クレジットカード」といいます。）
- 5 前項の規定にかかわらず、着信国の交換設備において通話等の請求の受付を行うクレジット自動通話等、本邦から発信し外国に着する、中継国の交換設備において通話等の請求の受付を行うクレジット自動通話等及び外国から発信し本邦に着する、中継国の交換設備において通話等の請求の受付を行うクレジット自動通話等は、次の各号に掲げるクレジットカードを利用して行われる場合に限って取り扱います。
- (1) その通話等の請求の受付を行う交換設備を設置している外国の電気通信事業者が発行するクレジットカード
 - (2) その通話等の請求の受付を行う交換設備を設置している外国の電気通信事業者が利用を認めたクレジットカード
- 6 第4項第2号のクレジットカードの利用にあたっては、そのクレジットカードを発行した者との間で締結したクレジットカードの利用に関する契約の定めに従ってください。
- 7 外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行うクレジット自動通話等は、契約者回線又はF T T H接続回線等に着する場合に限って取り扱います。
- 8 本邦内で行われるプリペイド自動通話等は、別に定めるプリペ

イドカードを利用して行われる場合に限って取り扱います。

- 9 本邦から発信するプリペイド自動通話等は、第1種国内通話等においては取り扱いません。
- 10 外国から発信し本邦に着するプリペイド自動通話等及び外国から発信し外国に着する当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付をするプリペイド自動通話等は、別に定めるプリペイドカードを利用して行われる場合に限って取り扱います。
- 11 外国から発信し船舶地球局設備又は携帯移動地球局設備に着する当社電話交換局の交換設備において通話等の請求の受付を行うプリペイド自動通話等は、別に定めるプリペイドカードを利用して行われる場合に限って取り扱います。
- 12 第三者課金自動通話等は、あらかじめ登録された電気通信設備から発信する場合に限って取り扱います。
- 13 第3種料金着信払自動通話等、クレジット自動通話等、プリペイド自動通話等、第三者課金自動通話等及び国際ローミング着信自動通話等の総合デジタル通信においては、通話モードによる場合に限り行うことができます。
- 14 当社は、通話等の種類に応じて別に定めるところにより自動通話等の取扱いを行います。

(注) 自動通話等の発信又は着信に使用することができる電気通信回線は次のとおりとします。

- 1 第1種国内通話等に係る自動通話等の発信に使用することができるもの
 - (1) 契約者回線（移動体契約回線及び当社が別に定めるものを除きます。以下この注において同じとします。）
 - (2) 移動体契約回線（フリーコールサービスに係る通話等を発信する case に限ります。）
 - (3) 他社公衆電話の電話機等（クレジット電話サービス又はフリーコールサービスに係る通話等を発信する case に限ります。）
- 2 第2種国内通話等に係る自動通話等の発信に使用することができるもの
 - (1) 契約者回線
 - (2) 他社公衆電話の電話機等（クレジット自動通話等又は別に定めるプリペイドカードによるプリペイド通話等を発信する case に限ります。）
 - (3) F T T H 接続回線等（クレジット自動通話等又は別に定めるプリペイドカードによるプリペイド通話等を発信する case に限ります。）
- 3 国際通話等に係る自動通話等の発信に使用することができるもの
 - (1) 契約者回線
 - (2) 移動体契約回線（クレジット自動通話等を発信する case においては P H S 契約回線を除きます。）
 - (3) 他社公衆電話の電話機等（第三者課金自動通話等及び第

3種内線自動通話等を発信する場合を除きます。)

(4) 電話サービス取扱所の窓口の電話機等(一般自動通話等及び第1種料金着信払自動通話等を発信する場合に限り、第1種料金着信払自動通話等を発信する場合においては、当社の事業所の窓口を設置される電話機等に限ります。)

(5) F T T H接続回線等(クレジット自動通話等又は別に定めるプリペイドカードによるプリペイド通話等を発信する場合に限ります。)

4 海事衛星電話通話等に係る自動通話等の発信に使用することができるもの

(1) 契約者回線

(2) 移動体契約回線(当社が別に定めるもの及びクレジット自動通話等を発信する場合においてはP H S契約回線を除きます。)

(3) 他社公衆電話の電話機等(第三者課金自動通話等及び第3種内線自動通話等を発信する場合を除きます。)

(4) 電話サービス取扱所の窓口の電話機等(一般自動通話等を発信する場合に限ります。)

5 第2種海事衛星電話通話等に係る自動通話等の発信に使用することができるもの

(1) 契約者回線

(2) 移動体契約回線(当社が別に定めるものを除きます。)

6 携帯移動衛星電話通話等に係る自動通話等の発信に使用することができるもの

(1) 契約者回線

(2) 移動体契約回線(当社が別に定めるもの及びクレジット自動通話等を発信する場合においてはP H S契約回線を除きます。)

(3) 他社公衆電話の電話機等(第三者課金自動通話等及び第3種内線自動通話等を発信する場合を除きます。)

(4) 電話サービス取扱所の窓口の電話機等(一般自動通話等を発信する場合に限ります。)

7 第1種料金着信払自動通話等に係る自動通話等の着信に使用することができるもの

(1) 契約者回線

(2) F T T H接続回線等

8 第3種料金着信払自動通話等に係る自動通話等(外国に着信するものを除きます。)の着信に使用することができるもの

(1) 契約者回線

ク 非自動通話等には、下表の種別があります。

種別	内容
① 一般非自動通話等	特定の対話者、内線電話又は電話番号等に対して請求された本邦発信の通話等
② 第1種本邦着信通話等	外国から発信し本邦に着する、当社電話交換局の交換取扱者に請求する通話等
備考	

	<p>1 当社は、通話等の種類に応じて別に定めるところにより非自動通話等の取扱いを行います。</p> <p>(注) 非自動通話等の発信に使用することができる電気通信回線と、その電気通信回線から発信することができる非自動通話等は、次に掲げる通話等の種類ごとに、それぞれ次のとおりとします。</p> <p>ただし、外国においてその取扱いをしない場合はこの限りではありません。</p> <p>1 通話等の種類が国際通話等の場合</p> <table border="1" data-bbox="480 568 1452 862"> <tr> <td>電気通信回線</td> <td>発信することができる非自動通話等</td> </tr> <tr> <td>契約者回線（移動体契約回線及び当社が別に定めるものを除きます。以下この注において同じとします。）、携帯契約回線及びPHS契約回線</td> <td>一般非自動通話等及び第1種本邦着信通話等</td> </tr> </table> <p>2 通話等の種類が国際無線電話通話等の場合</p> <table border="1" data-bbox="480 902 1452 1070"> <tr> <td>電気通信回線</td> <td>発信することができる非自動通話等</td> </tr> <tr> <td>契約者回線及び電話サービス取扱所の窓口の電話機等</td> <td>一般非自動通話等</td> </tr> </table> <p>3 通話等の種類が海事衛星電話通話等の場合</p> <table border="1" data-bbox="480 1113 1452 1240"> <tr> <td>電気通信回線</td> <td>発信することができる非自動通話等</td> </tr> <tr> <td>契約者回線及び移動体契約回線</td> <td>一般非自動通話等</td> </tr> </table> <p>4 通話等の種類が携帯移動衛星電話通話等の場合</p> <table border="1" data-bbox="480 1281 1452 1411"> <tr> <td>電気通信回線</td> <td>発信することができる非自動通話等</td> </tr> <tr> <td>契約者回線及び移動体契約回線</td> <td>一般非自動通話等</td> </tr> </table>	電気通信回線	発信することができる非自動通話等	契約者回線（移動体契約回線及び当社が別に定めるものを除きます。以下この注において同じとします。）、携帯契約回線及びPHS契約回線	一般非自動通話等及び第1種本邦着信通話等	電気通信回線	発信することができる非自動通話等	契約者回線及び電話サービス取扱所の窓口の電話機等	一般非自動通話等	電気通信回線	発信することができる非自動通話等	契約者回線及び移動体契約回線	一般非自動通話等	電気通信回線	発信することができる非自動通話等	契約者回線及び移動体契約回線	一般非自動通話等
電気通信回線	発信することができる非自動通話等																
契約者回線（移動体契約回線及び当社が別に定めるものを除きます。以下この注において同じとします。）、携帯契約回線及びPHS契約回線	一般非自動通話等及び第1種本邦着信通話等																
電気通信回線	発信することができる非自動通話等																
契約者回線及び電話サービス取扱所の窓口の電話機等	一般非自動通話等																
電気通信回線	発信することができる非自動通話等																
契約者回線及び移動体契約回線	一般非自動通話等																
電気通信回線	発信することができる非自動通話等																
契約者回線及び移動体契約回線	一般非自動通話等																
<p>(3) 通話等の区分</p>	<p>ア 当社は、通話等料金の適用にあたり、国内通話等について、下表のとおり区分します。</p> <p>ただし、フリーコールサービスに係る特定通話等（移動体契約回線からメンバーズコード（フリーコールサービスⅡ又はフリーコールサービスⅢに係るものに限ります。）をダイヤルして行うものをいいます。以下同じとします。）については、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="464 1744 1466 2076"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用する通話等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内通話等</td> <td>1の都道府県内（北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都道府県の区域については、平成11年郵政省令第24号別表第一及び別表第二によって定められた区域をいいます。以下同じとします。）の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその都道府</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用する通話等	県内通話等	1の都道府県内（北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都道府県の区域については、平成11年郵政省令第24号別表第一及び別表第二によって定められた区域をいいます。以下同じとします。）の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその都道府												
区分	適用する通話等																
県内通話等	1の都道府県内（北海道、岩手県、福井県、鳥取県、徳島県、高知県及び沖縄県以外の都道府県の区域については、平成11年郵政省令第24号別表第一及び別表第二によって定められた区域をいいます。以下同じとします。）の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその都道府																

	<p>県と同一の都道府県内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等又は当該同一の都道府県内にその終端がある F T T H 接続回線等への通話等</p>								
県間通話等	県内通話等以外の通話等								
<p>イ 当社は、通話等料金の適用にあたり、県内通話等及び県間通話等について、下表のとおり区分します。</p> <p>ただし、県間通話等においては、区域内通話等の区分は設けません。</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用する通話等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区域内通話等</td> <td>1 の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその単位料金区域と同一の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等又は当該同一の単位料金区域内にその終端がある F T T H 接続回線等への通話等</td> </tr> <tr> <td>隣接区域内通話等</td> <td>1 の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等又は当該隣接する他の単位料金区域内にその終端がある F T T H 接続回線等への通話等</td> </tr> <tr> <td>区域外通話等</td> <td>区域内通話等及び隣接区域内通話等以外の通話等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	適用する通話等	区域内通話等	1 の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその単位料金区域と同一の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等又は当該同一の単位料金区域内にその終端がある F T T H 接続回線等への通話等	隣接区域内通話等	1 の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等又は当該隣接する他の単位料金区域内にその終端がある F T T H 接続回線等への通話等	区域外通話等	区域内通話等及び隣接区域内通話等以外の通話等
区分	適用する通話等								
区域内通話等	1 の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその単位料金区域と同一の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等又は当該同一の単位料金区域内にその終端がある F T T H 接続回線等への通話等								
隣接区域内通話等	1 の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等からその単位料金区域と隣接する他の単位料金区域内の協定事業者の事業所に設置される交換設備に收容されている契約者回線等又は当該隣接する他の単位料金区域内にその終端がある F T T H 接続回線等への通話等								
区域外通話等	区域内通話等及び隣接区域内通話等以外の通話等								
(4) 平日昼間、夜間・休日及び深夜・早朝の料金額の適用	<p>ア 平日昼間、夜間・休日及び深夜・早朝とは、下表の時間帯をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>平日の午前 8 時から午後 7 時までの間</td> </tr> <tr> <td>土日・夜間</td> <td>平日の午後 7 時から午後 11 時までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前 8 時から午後 11 時までの間</td> </tr> <tr> <td>深夜・早朝</td> <td>上記の平日昼間及び夜間・休日の時間帯を除く全時間帯</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 「平日」とは、土曜日、日曜日及び祝日以外の日をいいます。</p> <p>ウ 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）の規定により休日とされた日並びに 1 月 2 日及び 1 月 3 日をいいます。</p> <p>エ 国際通話等に係る通話等料金において、通話等料金が異なる祝日、曜日又は時間帯にわたる通話等については、その通話等が開始された祝日、曜日又は時間帯における通話等料金を適用します。</p>	区分	内容	平日昼間	平日の午前 8 時から午後 7 時までの間	土日・夜間	平日の午後 7 時から午後 11 時までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前 8 時から午後 11 時までの間	深夜・早朝	上記の平日昼間及び夜間・休日の時間帯を除く全時間帯
区分	内容								
平日昼間	平日の午前 8 時から午後 7 時までの間								
土日・夜間	平日の午後 7 時から午後 11 時までの間並びに土曜日、日曜日及び祝日の午前 8 時から午後 11 時までの間								
深夜・早朝	上記の平日昼間及び夜間・休日の時間帯を除く全時間帯								
(5) 削除	削除								
(6) 通話等地域間距離の測定	通話等地域間距離は、国内通話等（フリーコールサービスに係る特定通話等（携帯契約回線に係るものに限ります。）を除きます。）にあって								

	<p>は、次のとおり測定します。</p> <p>ア 当社が別に定めるところにより、全国の区域を一辺2キロメートルの正方形に区分し、その区分した区画（以下「方形区画」といいます。）にそれぞれ縦軸の番号及び横軸の番号を付します。</p> <p>イ 通話等地域間距離の測定のための起算点となる方形区画は、契約者回線等が収容されている協定事業者の事業所のある場所又はF T T H接続回線等の終端のある場所に基づき当社が指定する方形区画とします。</p> <p>ウ 通話等地域間距離は、通話等が行われた双方の契約者回線等その他の電気通信設備に係る通話等地域間距離の測定のための起算点となる方形区画の番号（以下「方形区画番号」といいます。）に基づき、次の算式により算出します。この場合において、算出した結果に1キロメートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。</p>
--	---

	<p>通話等地域間距離＝</p> $\sqrt{\left[\begin{array}{c} \text{縦軸の方形} \\ \text{区画番号の} \\ \text{数差} \times 2 \end{array} \right]^2 + \left[\begin{array}{c} \text{横軸の方形} \\ \text{区画番号の} \\ \text{数差} \times 2 \end{array} \right]^2}$ <p>エ 当社は、当社が指定する電話サービス等取扱所において、通話等地域間距離の測定のための起算点及びその方形区画番号を閲覧に供します。</p>
<p>(7) 離島に関する通話等料金の特例</p>	<p>離島（本州、北海道、四国及び九州以外をいいます。以下この欄において同じとします。）との間の国内通話等については、フリーコールサービスⅡに係る特定通話等の場合を除いて、次のとおりとします。</p> <p>ア 離島にあって当社が指定する単位料金区域の区域内にある契約者回線等又はその区域内にその終端があるF T T H接続回線等とその離島とそれぞれ社会的経済的諸条件及び通話の交流上密接な関係にあるとして当社が指定する単位料金区域の区域内にある契約者回線等若しくはその区域内にその終端があるF T T H接続回線等との間の通話等については、「隣接区域内通話等」に係る料金額を適用します。</p> <p>イ 沖縄県にある単位料金区域の区域内にある契約者回線等又はその区域内にその終端があるF T T H接続回線等と鹿児島県にあって当社が指定する単位料金区域の区域内にある契約者回線等又はその区域内にその終端があるF T T H接続回線等との間の通話等については、「隣接区域内通話等」に係る料金額を適用します。</p> <p>ウ 沖縄県にある単位料金区域の区域内にある契約者回線等又はその区域内にその終端があるF T T H接続回線等とそれ以外の単位料金区域の区域内にある契約者回線等又はその区域内にその終端があるF T T H接続回線等との間の通話等については、沖縄県にある単位料金区域の通話等地域間距離測定のための起算点となる方形区画をイにおいて当社が指定する単位料金区域の通話等地域間距離測定のための起算点となる方形区画とみなして算出した通話等地域間距離の料金を適用します。</p> <p>ただし、その算出した通話等地域間距離が(6)欄の規定によって算出した通話等地域間距離を超える場合を除きます。</p> <p>エ 当社は、当社が指定する電話サービス等取扱所において、ア及びイにおいて指定する単位料金区域名を閲覧に供します。</p>
<p>(8) 通話等時間の測定等</p>	<p>ア 自動通話等の通話等時間は、双方の契約者回線等その他の電気通信回線を接続して通話等をできる状態にした時刻から起算し、請求者又は対話者による送受信器をかける等の通話等終了の信号を受けて、その通話等をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社の機器（協定事業者の機器を含むことがあります。以下同じとします。）により測定します。</p>

イ 非自動通話等の通話等時間は、次表に掲げるその通話等の開始時刻から終了時刻までの時間とし、当社の機器により測定します。

区分	時刻
開始時刻	請求者の電話設備（通話等の用に供される端末設備若しくは自営電気通信設備又はそれらに相当するものと当社が認めるものをいいます。以下同じとします。）が対話者等に接続され、当社電話交換局の交換取扱者が、通話等が設定されたことを請求者に告げた時刻
終了時刻	当社電話交換局の交換設備が請求者の電話設備から通話等終了の信号を受信した時刻

備考

- 1 当社電話交換局が非自動通話等を接続する場合において、対話者側の電気通信設備が、加入者不在の場合に応答する装置又は不在加入者の代行を業とする者に接続されているため、その装置又は代行業者による応答があったときは、次により取り扱います。
 - (1) 削除
 - (2) 一般非自動通話等の場合
請求者が通話等をすることを希望する場合に限って接続します。
- 2 削除

ウ 削除

エ 次の時間は、ア又はイの通話等時間に含みません。

- (ア) 回線の故障等通話等の請求者又は対話者の責任によらない理由により、通話等の途中に一時通話等ができなかった時間
- (イ) 回線の故障等通話等の請求者又は対話者の責任によらない理由により、通話等を打ち切ったときは、料金表第2（通話等料金）に規定する秒数に満たない端数の通話等時間

オ エの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、通話等時間の調整は行いません。

- (ア) 音声による通話以外の通信が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通信ができなかったとき。
ただし、音声による通話ができない状態であったときは、この限りではありません。
- (イ) 地下駐車場、トンネル、ビルの陰、山間部等電波の伝わりにくいところで通話等が行われた場合において、伝送品質の不良によりその通話等ができなかったとき。
- (ウ) 契約者回線又はF T T H接続回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線又はF T T H接続回線等に当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続し、通話等が行われた場合において、その接続を原因とする伝送品質の不良によりその通話等ができなかったとき。

カ 電気通信設備の障害、業務上の過誤その他請求者又は対話者の責めによらない理由により、通話等に中断があったときは、請求者は、直ちにその旨を当社電話交換局に申告いただきます。

	<p>キ 当社は、力の規定により自動通話等の中断等の申告を受けた場合、その自動通話等の通話等時間を、エ及びオの規定に従って調整します。</p> <p>ク 当社は、力の規定により非自動通話等の中断の申告を受けた場合、その当社電話交換局は、速やかに再接続を試み、又は非自動通話等の通話等時間を、エ及びオの規定に従ってを調整します。</p> <p>ケ カに規定する中断等の場合において、通話者の責めによらない理由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その通話等に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じるものとします。</p>
<p>(9) 当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通話等料金の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通話等料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話等料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通話等料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) イの「当社が別に定める方法」は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(ア) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通話等料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(イ) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる期間における1日平均の通話等料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通話等料金のうち低いものの値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(10) 通話等に関する料金の減免</p>	<p>電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う電話サービス等取扱所等に設置されている電気通信設備又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話等は、第88条（通話等料金の支払義務）第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。</p>
<p>(11) 特定相互接続通話等の取扱い</p>	<p>ア 当社が提供する通話等には、(2)欄に規定する通話等（当社又は外国の電気通信事業者がその料金額を設定するものに限り、）のほか、特定相互接続通話等（特定事業者との相互接続協定に基づき、当該特定事業者の契約者が当社の電話等網を使用して次の区間において利用することができる通話等であって、当社がその料金を設定するもの以外のものをいいます。以下同じとします。）がありません。</p>

	<p>(ア) 相互接続点相互間 (イ) 削除 (ウ) 相互接続点と外国との間</p> <p>イ 特定相互接続通話等に係る料金は、料金表第2（通話等料金）の規定にかかわらず、当社の電気通信サービスの提供区間と協定事業者の電気通信サービスの提供区間とを合わせて、その特定相互接続通話等に係る特定事業者が設定するものとし、その特定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによります。</p> <p>ウ 特定相互接続通話等に係る料金については、その特定相互接続通話等に係る料金を設定した特定事業者（以下「通話等料金設定事業者」といいます。）が請求するものとし（エに規定する場合を除きます。）、料金に関するその他の取扱いについては、約款及び料金表の規定にかかわらず、その通話等料金設定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによります。</p> <p>ただし、通話等料金設定事業者の契約約款及び料金表に規定するところに従って、当社が請求する場合は、その特定相互接続通話等を行った者は、その料金を当社に支払っていただきます。この場合において、料金に関するその他の取扱いについては、約款及び料金表に規定するところによります。</p>		
(12) 選択料金制サービスに係る通話等料金の適用	<p>当社は、電話等契約者から請求があったときは、料金表別表5に定める選択料金制サービスの取扱いを行います。</p> <p>(注) この場合、割引額を算出する際は、税抜額を基に計算します。</p>		
(13) F T T H 接続回線等への割引適用	<p>当社は、別に定める選択料金制サービスの取扱いを受けている電話等契約者から F T T H 接続回線等に係る電気通信サービスの利用の請求があり、その承諾をしたときは、当該電話等契約者から請求があり、当社の業務の遂行上支障がない場合に、当該電気通信サービスに係る F T T H 接続回線等を課金先とするクレジット自動通話、フリーコールサービスⅣ、バーネットサービス又は第三者課金自動通話（以下「クレジット自動通話等」といいます。国際通話に限ります。）について、1のクレジット自動通話等ごとに、利用額をその利用額に100分の75を乗じて得た額（その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。）とする取扱いを行います。</p>		
(14) 特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱い I	<p>ア 特定第2種一般電話契約者（L T E約款又はW I N約款に定める特定料金種別、プランW又はプランWシンプルを選択しているもの）に限ります。以下この(14)及び(15)において同じとします。）は、その契約者回線からの特定携帯国際自動通話に関する料金（(16)に定める特定携帯国際自動通話定額に係る a u 国際通話定額地域への通話等料金及び定額通話等料金を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累積通話等料金の額のうち、次表に規定する額（以下「特定携帯国際自動通話料控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <table border="1" data-bbox="464 1935 1469 2058"> <tr> <td style="text-align: center;">支払いを要しない額</td> </tr> <tr> <td>その契約者回線に係る、L T E約款に定める控除可能額から同契約約款に定める通話料控除額を差し引いた額に充当比率を乗じて得た</td> </tr> </table>	支払いを要しない額	その契約者回線に係る、L T E約款に定める控除可能額から同契約約款に定める通話料控除額を差し引いた額に充当比率を乗じて得た
支払いを要しない額			
その契約者回線に係る、L T E約款に定める控除可能額から同契約約款に定める通話料控除額を差し引いた額に充当比率を乗じて得た			

	<p>額又はW I N約款に定める控除可能額から同契約約款に定める通話料控除額及びパケット通信料控除額を差し引いた額に充当比率を乗じて得た額を上限とする額。</p> <p>この場合において、充当比率は、その契約者回線からの特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額を、その契約者回線からの特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額とL T E約款又はW I N約款に定めるa u国際通話に関する料金（L T E約款に定めるa u国際通話定額に係る定額料、a u国際通話定額地域への通話料及び定額通話料を除きます。）の月間累計額を合算した額で除して得た値とします。以下この(14)及び(15)において同じとします。</p> <p>(イ) 料金表別表5に定めるモバイル国際プラン2の適用を受けている契約者回線</p> <table border="1" data-bbox="464 696 1469 824"> <tr> <td style="text-align: center;">支払いを要しない額</td> </tr> <tr> <td>2,480円（W I N約款の規定により日割りした場合はその額とします。）に充当比率を乗じて得た額を上限とする額</td> </tr> </table> <p>イ 特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積は、L T E約款又はW I N約款に定める基本使用料の料金種別及び区分ごとに、料金月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、特定第2種一般電話契約者の契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「特定携帯国際自動通話料控除額」といいます。）とL T E約款又はW I N約款に定めるa u国際通話料控除額を合算した額（以下「国際通話料控除額」といいます。）が、特定携帯国際自動通話控除可能額とL T E約款又はW I N約款に定めるa u国際通話料控除可能額を合算した額（以下「国際通話料控除可能額」といいます。）に満たない場合は、L T E約款又はW I N約款に定める特定料金種別、プランW又はプランWシンプルな国際SMS送信に係る通話料の取扱いを行います。</p>	支払いを要しない額	2,480円（W I N約款の規定により日割りした場合はその額とします。）に充当比率を乗じて得た額を上限とする額
支払いを要しない額			
2,480円（W I N約款の規定により日割りした場合はその額とします。）に充当比率を乗じて得た額を上限とする額			
<p>(15) 特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱いⅡ</p>	<p>ア 特定第2種一般電話契約者は、その契約者回線からの特定携帯国際自動通話に関する料金（(16)に定める特定携帯国際自動通話定額に係るa u国際通話定額地域への通話等料金及び定額通話等料金を除きます。以下この欄において同じとします。）の月間累積通話等料金の額（(14)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）のうち、次表に規定する額（以下「特定携帯国際自動通話料繰越控除可能額」といいます。）の支払いを要しません。</p> <table border="1" data-bbox="464 1693 1469 1989"> <tr> <td style="text-align: center;">支払いを要しない額</td> </tr> <tr> <td>その契約者回線に係る、L T E約款に定める前料金月からの繰越控除可能額から同契約約款に定める通話料繰越控除額を差し引いた額に充当比率を乗じて得た額又はW I N約款に定める前料金月からの繰越控除可能額から同契約約款に定める通話料繰越控除額及びパケット通信料繰越控除額を差し引いた額に充当比率を乗じて得た額を上限とする額。</td> </tr> </table> <p>イ 特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積は、L T E約款又はW I N約款に定める基本使用料の料金種別及び区分ごとに、料金</p>	支払いを要しない額	その契約者回線に係る、L T E約款に定める前料金月からの繰越控除可能額から同契約約款に定める通話料繰越控除額を差し引いた額に充当比率を乗じて得た額又はW I N約款に定める前料金月からの繰越控除可能額から同契約約款に定める通話料繰越控除額及びパケット通信料繰越控除額を差し引いた額に充当比率を乗じて得た額を上限とする額。
支払いを要しない額			
その契約者回線に係る、L T E約款に定める前料金月からの繰越控除可能額から同契約約款に定める通話料繰越控除額を差し引いた額に充当比率を乗じて得た額又はW I N約款に定める前料金月からの繰越控除可能額から同契約約款に定める通話料繰越控除額及びパケット通信料繰越控除額を差し引いた額に充当比率を乗じて得た額を上限とする額。			

	<p>月単位で行います。</p> <p>ウ 当社は、特定第2種一般電話契約者の契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額（以下「特定携帯国際自動通話料繰越控除額」といいます。）とLTE約款又はWIN約款に定めるau国際通話料繰越控除額を合算した額（以下「国際通話料繰越控除額」といいます。）が、特定携帯国際自動通話料繰越控除可能額とLTE約款又はWIN約款に定めるau国際通話料繰越控除可能額を合算した額（以下「国際通話料繰越控除可能額」といいます。）に満たない場合は、LTE約款又はWIN約款に定める繰越控除可能額に係る国際SMS送信に係る通話料の取扱いを行います。</p>																					
<p>(16) 特定携帯国際自動通話に係る通話等料金の定額適用 （au国際通話定額）</p>	<p>ア 当社は、特定第2種一般電話契約に係る契約者回線（LTE約款に定めるau国際通話定額の適用を受けるものに限ります。）からの特定携帯国際自動通話（料金表別表3の2に定める地域（以下「特定携帯国際自動通話定額地域」といいます。）への通話に限ります。以下この欄において同じとします。）に関する料金について、2（料金額）（1）のエに規定する料金額に代えて、au国際通話等合算回数（イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。）に応じて、次表に定める料金額を適用する取扱い（以下「特定携帯国際自動通話定額」といいます。）を行います。</p> <p>（ア） その契約者回線からの特定携帯国際自動通話等合算回数が50回以内のものである特定携帯国際自動通話に係るもの。</p> <table border="1" data-bbox="464 1066 1465 1357"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通話等料金</td> <td>ア イ以外の部分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>イ 第79条（通話等時間の測定等）の規定により測定した通話等時間がその特定携帯国際自動通話を開始した時点から15分を超える部分</td> <td>30秒までごとに20円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ） その契約者回線からの特定携帯国際自動通話等合算回数が51回以上のものである特定携帯国際自動通話に係るもの。</p> <table border="1" data-bbox="464 1442 1465 1861"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">通話等料金</td> <td>定額通話等料金</td> <td>1の特定携帯国際自動通話ごとに300円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上欄に定める定額通話等料金のほか</td> </tr> <tr> <td>ア イ以外の部分</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>イ 第79条（通話等時間の測定等）の規定により測定した通話等時間がその特定携帯国際自動通話を開始した時点から15分を超える部分</td> <td>30秒までごとに20円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 特定携帯国際自動通話等合算回数とは、その料金月における、その契約者回線からの特定携帯国際自動通話の回数及びau国際通話（LTE約款に定めるau国際通話定額地域への通話に限ります。以下この欄において同じとします。）をいいます。以下この欄において同じとします。）の回数を合算したものをいいます。</p>	区分		料金額	通話等料金	ア イ以外の部分	0円	イ 第79条（通話等時間の測定等）の規定により測定した通話等時間がその特定携帯国際自動通話を開始した時点から15分を超える部分	30秒までごとに20円	区分		料金額	通話等料金	定額通話等料金	1の特定携帯国際自動通話ごとに300円	上欄に定める定額通話等料金のほか		ア イ以外の部分	0円		イ 第79条（通話等時間の測定等）の規定により測定した通話等時間がその特定携帯国際自動通話を開始した時点から15分を超える部分	30秒までごとに20円
区分		料金額																				
通話等料金	ア イ以外の部分	0円																				
	イ 第79条（通話等時間の測定等）の規定により測定した通話等時間がその特定携帯国際自動通話を開始した時点から15分を超える部分	30秒までごとに20円																				
区分		料金額																				
通話等料金	定額通話等料金	1の特定携帯国際自動通話ごとに300円																				
	上欄に定める定額通話等料金のほか																					
	ア イ以外の部分	0円																				
	イ 第79条（通話等時間の測定等）の規定により測定した通話等時間がその特定携帯国際自動通話を開始した時点から15分を超える部分	30秒までごとに20円																				

	<p>ウ 当社は、LTE約款に定めるところによりau国際通話定額の適用を開始した日から、特定携帯国際自動通話定額の適用を開始します。</p> <p>エ 当社は、特定携帯国際自動通話定額の適用を受けている契約者回線について、LTE約款に定めるところによりau国際通話定額の適用の廃止があったときは、その廃止があった日をもって特定携帯国際自動通話定額の適用を廃止します。</p> <p>オ 当社は、特定携帯国際自動通話定額の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、特定携帯国際自動通話定額並びにこの約款に定める通話等料金の減額適用及び割引適用（当社が別に定めるものを除きます。）の取扱いを行わないものとします。</p> <p>（ア） 当社のLTE約款第69条（利用停止）第1項第7号及び第8号（同号に相当する沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の規定を含みます。）に該当するとき。</p> <p>（イ） 第102条（利用に係る電話等契約者の義務）第1項第2号及び第3号（同号に相当する当社及び沖縄セルラー電話株式会社のLTE約款の規定を含みます。）に該当するとき。</p> <p>（ウ） その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。</p> <p>（エ） 特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。</p> <p>（オ） その契約者からキに定める協力を得られないとき。</p> <p>（カ） その契約者回線からの特定携帯国際自動通話及びau国際通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（通話に係るものに限り、）を利用するための電気通信番号（当社が別に定めるものに限り、）をダイヤルして行われたものであるとき。</p> <p>（キ） その契約者回線からの特定携帯国際自動通話及びau国際通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。</p> <p>（ク） その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。</p> <p>カ 当社は、特定携帯国際自動通話定額の適用を受けている契約者回線について、オに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の前料金月の末日に遡って特定携帯国際自動通話定額の適用を廃止できるものとします。</p> <p>キ 当社は、オに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、特定第2種一般電話契約者は、その調査等に協力していただきます。</p> <p>ク 特定第2種一般電話契約者は、当社がキに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等（調査等に必要な範囲に限り、）を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。</p>
(17) フリーコー	フリーコールサービスⅢに係る電話等契約者は、フリーコールサービ

ルサービスⅢに係る第1種料金着信払自動通話等に係る通話等料金の取扱い	スⅢに係る第1種料金着信払自動通話等について、通話等料金の支払いを要しません。
------------------------------------	---

2 料金額

(1) 通話に係るもの

ア 第1種一般電話等契約又は第2種一般電話等契約に係るもの（国際無線電話通話、海事衛星電話通話及び携帯移動衛星電話通話を除きます。）

(ア) カテゴリーIに係る第1種一般電話等契約に係るもの

① 第1種国内通話

(a) 契約者回線（移動体契約回線を除きます。以下この2（料金額）において同じとします。）から行うもの

i 区域内通話に係るもの（vに係るものを除きます。）

区分	料金額 (次の秒数までごとに税抜額 8.5 円)		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
区域内通話	180.0 秒	180.0 秒	240.0 秒
備考 通話等ごとの通話等料金の算定に当たっては、料金表通則 20（端数処理）の規定は適用しません。			

ii 県内通話に係るもの（vに係るもの及びフリーコールサービスに係るものを除きます。）

区分	料金額 (次の秒数までごとに税抜額 10 円)			
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝	
隣接区域内通話	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒	
区域 外 通 話	通話等地域間距離	90.0 秒	120.0 秒	
	20 キロメートルまでのもの			
	60 キロメートルまでのもの	60.0 秒	75.0 秒	90.0 秒
	60 キロメートルを超えるもの	45.0 秒	60.0 秒	90.0 秒

iii 県内通話に係るもの（フリーコールサービスに係るものに限りません。）

区分	料金額 (次の秒数までごとに税抜額 10 円)			
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝	
隣接区域内通話	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒	
区域 外 通 話	通話等地域間距離	90.0 秒	120.0 秒	
	20 キロメートルまでのもの			
	60 キロメートルまでのもの	75.0 秒	90.0 秒	90.0 秒
	60 キロメートルを超えるもの	45.0 秒	60.0 秒	90.0 秒

iv 県間通話に係るもの（フリーコールサービスに係るものに限りません。）

区分	料金額
----	-----

		(次の秒数までごとに税抜額 10 円)		
		平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
隣接区域内通話		90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
区域 外通 話	通話等地域間距離	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
	20 キロメートルまでのもの			
	60 キロメートルまでのもの	75.0 秒	90.0 秒	90.0 秒
	100 キロメートルまでのもの	30.0 秒	45.0 秒	60.0 秒
	170 キロメートルまでのもの	22.5 秒	30.0 秒	45.0 秒
	170 キロメートルを超えるもの	22.5 秒	26.0 秒	45.0 秒

v V ネット回線から、当社が別に定める当社の電気通信サービスに係る電気通信回線に着信する通話に係るもの

料金額 (3分までごとに)
税抜額 8 円

vi i、ii、iii、iv 及び v 以外のもの

区分		料金額 (次の秒数までごとに税抜額 10 円)		
		平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
区域内通話		90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
隣接区域内通話		90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
区域 外通 話	通話等地域間距離	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒
	20 キロメートルまでのもの			
	30 キロメートルまでのもの	60.0 秒	60.0 秒	75.0 秒
	60 キロメートルまでのもの	45.0 秒	60.0 秒	75.0 秒
	100 キロメートルまでのもの	30.0 秒	45.0 秒	60.0 秒
	170 キロメートルまでのもの	22.5 秒	30.0 秒	45.0 秒
	170 キロメートルを超えるもの	22.5 秒	26.0 秒	45.0 秒

(b) 契約者回線に着信するものであって携帯契約回線からメンバーズコード (フリーコールサービスⅡに係るものに限ります。) により行うもの

区分	料金額 (次の秒数までごとに税抜額 10 円)
----	----------------------------

	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
フリーコールサービスⅡに係る契約者回線に着信するとき。	14.0 秒	15.0 秒	16.0 秒

(c) 契約者回線に着信するものであってPHS契約回線からメンバーズコード（フリーコールサービスⅡに係るものに限ります。）により行うもの

通話等地域間距離	料金額 (次の秒数までごとに税抜額 10 円)		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
20 キロメートルまでのもの	36.0 秒	36.0 秒	36.0 秒
60 キロメートルまでのもの	22.5 秒	22.5 秒	30.0 秒
60 キロメートルを超えるもの	22.5 秒	22.5 秒	26.0 秒

(d) 契約者回線に着信するものであって任意の公衆電話の電話機等を使用してメンバーズコードにより行うもの

区分	料金額 (次の秒数までごとに税抜額 10 円)			
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝	
区域内通話	90.0 秒	90.0 秒	120.0 秒	
隣接区域内通話	47.0 秒	47.0 秒	60.0 秒	
区域外通話	通話等地域間距離	47.0 秒	47.0 秒	
	20 キロメートルまでのもの		60.0 秒	
	30 キロメートルまでのもの	31.0 秒	31.0 秒	41.0 秒
	60 キロメートルまでのもの	25.0 秒	25.0 秒	30.5 秒
	100 キロメートルまでのもの	13.5 秒	17.5 秒	19.0 秒
	170 キロメートルまでのもの	9.5 秒	16.0 秒	17.5 秒
170 キロメートルを超えるもの	9.0 秒	13.5 秒	15.0 秒	

② 第2種国内通話

(a) 削除

(b) 契約者回線から行うものであって契約者回線に着信するもの

i 県内通話に係るもの

区分	料金額 (6 秒までごとに次の税抜額)		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
区域内通話	0.66 円	0.66 円	0.5 円

隣接区域内通話		0.66 円	0.66 円	0.5 円
区域 外通 話	通話等地域間距離	0.66 円	0.5 円	0.50 円
	20 キロメートルまでのもの			
	60 キロメートルまでのもの	1.01 円	0.91 円	0.68 円
	60 キロメートルを超えるもの	1.34 円	1.01 円	0.68 円
備考				
1 計算して得た額が税抜額 5 円に満たない場合は、その通話の料金額を税抜額 5 円とします。				
2 計算して得た額が税抜額 5 円以上であって、1 円未満の端数が生じたときは 1 の通話ごとにこれを四捨五入します。				

ii i 以外のもの

区分		料金額 (6 秒までごとに次の税抜額)		
		平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
隣接区域内通話		0.66 円	0.66 円	0.5 円
区域 外通 話	通話等地域間距離	0.66 円	0.66 円	0.5 円
	20 キロメートルまでのもの			
	30 キロメートルまでのもの	1.01 円	1.01 円	0.9 円
	60 キロメートルまでのもの	1.1 円	1.01 円	0.9 円
	100 キロメートルまでのもの	1.8 円	1.2 円	0.9 円
	100 キロメートルを超えるもの	2.3 円	1.8 円	1.0 円
備考				
1 計算して得た額が税抜額 5 円に満たない場合は、その通話の料金額を税抜額 5 円とします。				
2 計算して得た額が税抜額 5 円であって、1 円未満の端数が生じたときは 1 の通話ごとにこれを四捨五入します。				

③ 国際通話

(a) (b) 以外のもの

i 自動通話に係るもの

区分	料金額					
	最初の 1 分まで 6 秒までごとに			最初の 1 分経過後 6 秒までごとに		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
アジア 1	13 円	10 円	9 円	12 円	10 円	9 円
アジア 2	18 円	18 円	11 円	16 円	13 円	10 円

アジア3	17円	17円	8円	16円	13円	8円
アジア4	17円	17円	11円	16円	13円	10円
アジア5	19円	16円	14円	18円	16円	13円
アジア6	18円	18円	11円	17円	15円	11円
アジア7	21円	21円	14円	19円	15円	12円
アジア8	29円	26円	22円	19円	15円	12円
アジア9	24円	21円	17円	17円	14円	11円
アジア10	27円	24円	21円	25円	22円	21円
アジア11	31円	28円	26円	23円	20円	19円
アジア12	37円	32円	26円	31円	25円	21円
アジア13	31円	28円	26円	23円	20円	19円
オセアニア1	19円	16円	16円	12円	10円	9円
オセアニア2	6円	5円	4円	6円	5円	4円
オセアニア3	21円	21円	14円	18円	14円	11円
オセアニア4	30円	26円	21円	18円	14円	11円
オセアニア5	31円	26円	22円	22円	18円	13円
オセアニア6	30円	26円	21円	18円	14円	11円
オセアニア7	—	—	—	—	—	—
アメリカ1	6円	5円	4円	6円	5円	4円
アメリカ2	19円	16円	16円	12円	10円	9円
アメリカ3	29円	25円	21円	21円	17円	13円
アメリカ4	35円	30円	26円	30円	24円	21円
アメリカ5	35円	31円	27円	30円	24円	21円
アメリカ6	31円	28円	8円	28円	22円	8円
アメリカ7	32円	28円	25円	28円	22円	19円
アメリカ8	35円	31円	27円	30円	24円	21円
ヨーロッパ1	15円	14円	6円	14円	14円	6円
ヨーロッパ2	20円	20円	6円	19円	18円	6円
ヨーロッパ3	31円	26円	23円	22円	18円	16円
ヨーロッパ4	31円	26円	23円	22円	18円	16円
ヨーロッパ5	32円	28円	25円	27円	22円	18円
アフリカ1	37円	33円	29円	31円	25円	24円
アフリカ2	37円	33円	29円	31円	25円	24円
アフリカ3	—	—	—	—	—	—
特定衛星携帯 端末1	39円	39円	39円	39円	39円	39円
特定衛星携帯 端末2	54円	54円	54円	54円	54円	54円
備考	<p>1 各区分における取扱地域は、料金表別表2に定めるところによります。</p> <p>2 外国から本邦の契約者回線に着する第3種料金着信払自動通話の料金は、契約者回線から当該国にあてて一般自動通話とみなした場合に適用される自動通話の通話料と同額とします。</p>					

ii 非自動通話に係るもの

区分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
アジア1	2,160円	460円
アジア2	2,160円	460円
アジア3	2,160円	460円
アジア4	2,160円	460円
アジア5	2,160円	460円
アジア6	2,160円	460円
アジア7	2,160円	460円
アジア8	2,160円	460円
アジア9	2,160円	460円
アジア10	2,160円	460円
アジア11	2,160円	460円
アジア12	2,160円	460円
アジア13	2,160円	460円
オセアニア1	2,160円	460円
オセアニア2	2,160円	460円
オセアニア3	2,160円	460円
オセアニア4	2,160円	460円
オセアニア5	2,160円	460円
オセアニア6	2,160円	460円
オセアニア7	2,160円	460円
アメリカ1	2,160円	460円
アメリカ2	2,160円	460円
アメリカ3	2,160円	460円
アメリカ4	2,160円	460円
アメリカ5	2,160円	460円
アメリカ6	2,160円	460円
アメリカ7	2,160円	460円
アメリカ8	2,160円	460円
ヨーロッパ1	2,160円	460円
ヨーロッパ2	2,160円	460円
ヨーロッパ3	2,160円	460円
ヨーロッパ4	2,160円	460円
ヨーロッパ5	2,160円	460円
アフリカ1	2,160円	460円
アフリカ2	2,160円	460円
アフリカ3	2,160円	460円
特定衛星携帯端末1	2,160円	460円
特定衛星携帯端末2	2,160円	460円
備考 各区分における取扱地域は、料金表別表2に定めるところによります。		

- (b) バーネットサービスに係るもの
 - i オンネットコール機能によるもの

(a)のiの表により算定した額に 0.93 を乗じて得た額 (1の通話ごとに計算し、小数点以下の端数は四捨五入します。)

ii 擬似内線ダイヤルサービスによるもの

(a)のiの表により算定した額に 0.95 を乗じて得た額 (1の通話ごとに計算し、小数点以下の端数は四捨五入します。)

④ 第2種移動体着信通話

区分	料金額 (60秒までごとに)
当社又は沖縄セルラー電話株式会社に係る別に定める契約に基づいて設置される契約者回線 (以下「特定契約者回線」といいます。)又は株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社若しくは株式会社ウィルコム沖縄に係る別に定める契約に基づいて設置される契約者回線 (第2種衛星電話を除きます。)に着信があった場合 (付加機能を利用することにより株式会社NTTドコモが指定したIP電話番号に着信するものを含みます。)	税抜額 16.5 円
株式会社NTTドコモに係る別に定める契約に基づいて設置される契約者回線 (第2種衛星電話に限ります。)に着信があった場合	税抜額 40.0 円

(イ) カテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約又は第2種一般電話等契約に係るもの

① 国内通話

(ア)の① (第1種国内通話)の料金と同額

② 削除

③ 第2種移動体着信通話

(ア)の④ (第2種移動体着信通話)の料金と同額

(ウ) カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係るもの

① 第2種国内通話

(ア)の② (第2種国内通話)の料金と同額

② 国際通話

(a) (b)以外のもの

(ア)の③の(a)の料金と同額

(b) パーネットサービスに係るもの

i オンネットコール機能によるもの

(ア)の③の(a)のiの表により算定した額に 0.93 を乗じて得た額 (1の通話ごとに計算し、小数点以下の端数は四捨五入します。)

ii 擬似内線ダイヤルサービスによるもの

(ア)の③の(a)のiの表により算定した額に 0.95 を乗じて得た額 (1の通話ごとに計算し、小数点以下の端数は四捨五入します。)

イ 削除

ウ 特定第1種一般電話契約に係るもの（国際ローミング着信自動通話を除きます。）

(ア) カテゴリーⅢの特定第1種一般電話契約に係る国際通話

① 携帯契約回線から行うもの

(a) (b)以外のもの

i 自動通話に係るもの

区分	料金額					
	最初の1分まで6秒までごとに			最初の1分経過後6秒までごとに		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
アジア1	18円	18円	10円	17円	14円	10円
アジア2	21円	21円	13円	20円	16円	12円
アジア3	20円	20円	13円	20円	15円	11円
アジア4	20円	20円	13円	20円	15円	11円
アジア5	23円	23円	15円	23円	19円	14円
アジア6	22円	22円	15円	22円	18円	13円
アジア7	23円	23円	16円	23円	19円	13円
アジア8	39円	31円	24円	22円	19円	13円
アジア9	30円	27円	20円	20円	16円	12円
アジア10	33円	33円	22円	33円	29円	22円
アジア11	45円	37円	27円	37円	29円	22円
アジア12	46円	38円	28円	37円	29円	22円
アジア13	45円	37円	27円	37円	29円	22円
オセアニア1	22円	22円	20円	18円	15円	11円
オセアニア2	14円	13円	8円	12円	12円	7円
オセアニア3	22円	22円	15円	21円	19円	13円
オセアニア4	30円	26円	23円	23円	19円	14円
オセアニア5	38円	32円	23円	23円	19円	14円
オセアニア6	30円	26円	23円	23円	19円	14円
オセアニア7	—	—	—	—	—	—
アメリカ1	14円	13円	8円	12円	12円	7円
アメリカ2	19円	18円	18円	18円	15円	11円
アメリカ3	36円	30円	23円	23円	19円	14円
アメリカ4	45円	37円	27円	37円	29円	22円
アメリカ5	41円	41円	32円	41円	34円	25円
アメリカ6	37円	37円	23円	37円	33円	21円
アメリカ7	38円	38円	25円	37円	33円	22円
アメリカ8	41円	41円	32円	41円	34円	25円
ヨーロッパ1	28円	28円	17円	27円	25円	15円
ヨーロッパ2	28円	28円	17円	27円	25円	16円
ヨーロッパ3	32円	32円	25円	28円	25円	19円
ヨーロッパ4	32円	32円	25円	28円	25円	19円
ヨーロッパ5	39円	35円	27円	32円	25円	19円
アフリカ1	51円	42円	32円	42円	34円	25円

アフリカ 2	51 円	42 円	32 円	42 円	34 円	25 円
アフリカ 3	—	—	—	—	—	—
特定衛星携帯 端末 1	39 円	39 円	39 円	39 円	39 円	39 円
特定衛星携帯 端末 2	54 円	54 円	54 円	54 円	54 円	54 円

備考

- 各区分における取扱地域は、料金表別表 2 に定めるところによります。
- 外国から本邦の携帯契約回線に着する第 3 種料金着信払自動通話の料金は、その携帯契約回線から当該国にあてる一般自動通話とみなした場合に適用される自動通話の通話料と同額とします。

ii 非自動通話に係るもの

区分	料金額	
	最初の 3 分まで	超過 1 分までごとに
アジア 1	2,160 円	460 円
アジア 2	2,160 円	460 円
アジア 3	2,160 円	460 円
アジア 4	2,160 円	460 円
アジア 5	2,160 円	460 円
アジア 6	2,160 円	460 円
アジア 7	2,160 円	460 円
アジア 8	2,160 円	460 円
アジア 9	2,160 円	460 円
アジア 10	2,160 円	460 円
アジア 11	2,160 円	460 円
アジア 12	2,160 円	460 円
アジア 13	2,160 円	460 円
オセアニア 1	2,160 円	460 円
オセアニア 2	2,160 円	460 円
オセアニア 3	2,160 円	460 円
オセアニア 4	2,160 円	460 円
オセアニア 5	2,160 円	460 円
オセアニア 6	2,160 円	460 円
オセアニア 7	2,160 円	460 円
アメリカ 1	2,160 円	460 円
アメリカ 2	2,160 円	460 円
アメリカ 3	2,160 円	460 円
アメリカ 4	2,160 円	460 円
アメリカ 5	2,160 円	460 円
アメリカ 6	2,160 円	460 円
アメリカ 7	2,160 円	460 円
アメリカ 8	2,160 円	460 円
ヨーロッパ 1	2,160 円	460 円
ヨーロッパ 2	2,160 円	460 円

ヨーロッパ3	2,160円	460円
ヨーロッパ4	2,160円	460円
ヨーロッパ5	2,160円	460円
アフリカ1	2,160円	460円
アフリカ2	2,160円	460円
アフリカ3	2,160円	460円
特定衛星携帯端末1	2,160円	460円
特定衛星携帯端末2	2,160円	460円
備考 各区分における取扱地域は、料金表別表2に定めるところによります。		

(b) バーネットサービスに係るもの

i オンネットコール機能によるもの

(a)のiの表により算定した額に0.93を乗じて得た額(1の通話ごとに計算し、小数点以下の端数は四捨五入します。)

ii 擬似内線ダイヤルサービスによるもの

(a)のiの表により算定した額に0.95を乗じて得た額(1の通話ごとに計算し、小数点以下の端数は四捨五入します。)

② PHS契約回線から行うもの

(a) (b)以外のもの

i 自動通話に係るもの

区分	料金額					
	最初の1分まで6秒までごとに			最初の1分経過後6秒までごとに		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
アジア1	18円	18円	10円	15円	12円	10円
アジア2	21円	21円	13円	19円	16円	12円
アジア3	20円	20円	13円	19円	15円	11円
アジア4	20円	20円	13円	19円	15円	11円
アジア5	23円	23円	15円	22円	18円	14円
アジア6	22円	22円	15円	21円	17円	13円
アジア7	23円	23円	16円	22円	17円	13円
アジア8	35円	30円	22円	21円	17円	13円
アジア9	30円	25円	20円	19円	16円	12円
アジア10	33円	31円	22円	29円	24円	22円
アジア11	39円	33円	27円	28円	23円	22円
アジア12	43円	36円	28円	33円	27円	22円
アジア13	39円	33円	27円	28円	23円	22円
オセアニア1	22円	20円	20円	14円	12円	11円
オセアニア2	12円	10円	8円	12円	10円	7円
オセアニア3	22円	22円	15円	20円	16円	13円
オセアニア4	30円	26円	23円	20円	16円	13円
オセアニア5	36円	30円	23円	23円	19円	14円
オセアニア6	30円	26円	23円	20円	16円	13円

オセアニア7	—	—	—	—	—	—
アメリカ1	12円	10円	8円	12円	10円	7円
アメリカ2	19円	18円	16円	14円	12円	11円
アメリカ3	34円	29円	23円	23円	19円	14円
アメリカ4	41円	34円	27円	32円	26円	22円
アメリカ5	41円	35円	31円	32円	26円	23円
アメリカ6	37円	34円	23円	31円	25円	21円
アメリカ7	38円	34円	25円	31円	25円	22円
アメリカ8	41円	35円	31円	32円	26円	23円
ヨーロッパ1	28円	28円	17円	24円	20円	15円
ヨーロッパ2	28円	28円	17円	24円	20円	16円
ヨーロッパ3	32円	30円	25円	24円	20円	18円
ヨーロッパ4	32円	30円	25円	24円	20円	18円
ヨーロッパ5	38円	32円	27円	29円	24円	19円
アフリカ1	43円	37円	32円	33円	27円	25円
アフリカ2	43円	37円	32円	33円	27円	25円
アフリカ3	—	—	—	—	—	—
特定衛星携帯 端末1	39円	39円	39円	39円	39円	39円
特定衛星携帯 端末2	54円	54円	54円	54円	54円	54円

備考

- 各区分における取扱地域は、料金表別表2に定めるところによります。
- 外国から本邦のPHS契約回線に着する第3種料金着信払自動通話の料金は、そのPHS契約回線から当該国にあてて一般自動通話とみなした場合に適用される自動通話の通話料と同額とします。

ii 非自動通話に係るもの

区分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
アジア1	2,160円	460円
アジア2	2,160円	460円
アジア3	2,160円	460円
アジア4	2,160円	460円
アジア5	2,160円	460円
アジア6	2,160円	460円
アジア7	2,160円	460円
アジア8	2,160円	460円
アジア9	2,160円	460円
アジア10	2,160円	460円
アジア11	2,160円	460円
アジア12	2,160円	460円
アジア13	2,160円	460円
オセアニア1	2,160円	460円
オセアニア2	2,160円	460円

オセアニア 3	2,160 円	460 円
オセアニア 4	2,160 円	460 円
オセアニア 5	2,160 円	460 円
オセアニア 6	2,160 円	460 円
オセアニア 7	2,160 円	460 円
アメリカ 1	2,160 円	460 円
アメリカ 2	2,160 円	460 円
アメリカ 3	2,160 円	460 円
アメリカ 4	2,160 円	460 円
アメリカ 5	2,160 円	460 円
アメリカ 6	2,160 円	460 円
アメリカ 7	2,160 円	460 円
アメリカ 8	2,160 円	460 円
ヨーロッパ 1	2,160 円	460 円
ヨーロッパ 2	2,160 円	460 円
ヨーロッパ 3	2,160 円	460 円
ヨーロッパ 4	2,160 円	460 円
ヨーロッパ 5	2,160 円	460 円
アフリカ 1	2,160 円	460 円
アフリカ 2	2,160 円	460 円
アフリカ 3	2,160 円	460 円
特定衛星携帯端末 1	2,160 円	460 円
特定衛星携帯端末 2	2,160 円	460 円
備考 各区分における取扱地域は、料金表別表 2 に定めるところによります。		

- (b) バーネットサービスに係るもの
- i オンネットコール機能によるもの
(a)の i の表により算定した額に 0.93 を乗じて得た額（1 の通話ごとに計算し、小数点以下の端数は四捨五入します。）
- ii 擬似内線ダイヤルサービスによるもの
(a)の i の表により算定した額に 0.95 を乗じて得た額（1 の通話ごとに計算し、小数点以下の端数は四捨五入します。）

エ 特定携帯国際自動通話

(ア) (イ)又は(ウ)以外のもの

① ②以外のもの

区分	料金額 (30秒までごとに)
通話先区分1	20円
通話先区分2	55円
通話先区分3	65円
通話先区分4	85円
通話先区分5	95円
備考 各区分における取扱地域は、料金表別表3に定めるところによります。	

② 特定衛星携帯端末に係るもの

区分	料金額 (60秒までごとに)
特定衛星携帯端末1	275円
特定衛星携帯端末2	380円
備考 各区分における取扱地域は、料金表別表3に定めるところによります。	

(イ) 海事衛星電話通話に係るもの

区分	料金額 (60秒までごとに)
インマルサットF型の船舶地球局との間の海事衛星電話通話	260円
インマルサットF型の船舶地球局との間の海事衛星電話通話（着信側が64Kb/s Audio/Speechモードの場合）	840円
備考 別に定める機関から発信する非常海事衛星電話通話の通話等料金は無料とします。	

(ウ) 携帯移動衛星電話通話に係るもの

区分	料金額 (60秒までごとに)
インマルサットF型、インマルサットBGAN型又はインマルサットFB型の携帯移動地球局との間の携帯移動衛星電話通話	260円
インマルサットF型、インマルサットBGAN型又はインマルサットFB型の携帯移動地球局との間の携帯移動衛星電話通話（着信側が64Kb/s Audio/Speechモードの場合）	840円

オ 他社公衆電話の電話機等から行うもの

(ア) 第2種国内通話であって、クレジット自動通話によるもの（海事衛星電話通話、携帯移動衛星電話通話、プリペイド自動通話（別に定めるプリペイドカードによるものに限ります。）及びプリペイドIP通話を除きます。）

区分	料金額 (6秒までごとに)
区域内通話及び隣接区域内通話	2.75円
区域外通話	3.08円
備考 1 計算して得た額が5円に満たない場合は、その通話の料金額を5円とします。 2 計算して得た額が5円以上であって、1円未満の端数が生じたときは1の通話ごとにこれを四捨五入します。 3 他社公衆電話の電話機から行うものに限ります。	

(イ) 国際通話

① 自動通話

区分	料金額 (次の秒数までごとに100円)
	他社公衆電話の電話機等によるもの
通話先区分1	16.0秒
通話先区分2	28.0秒
通話先区分3	40.0秒
特定衛星携帯端末1	16.0秒
特定衛星携帯端末2	16.0秒
備考 1 各区分における取扱地域は、料金表別表4に定めるところによります。 2 他社公衆電話の電話機等から行うクレジット自動通話の料金は、アの(ア)の③の(a)のiの表により算定した額と同額とします。	

② 削除

カ クレジット電話サービス及びクレジット自動通話（他社公衆電話の電話機等から行うものを除きます。）に係るもの（国際無線電話通話、海事衛星電話通話及び携帯移動衛星電話通話を除きます。）

(ア) (イ)から(キ)まで以外のもの

① 契約者回線から行うもの

(a) 削除

(b) 第2種国内通話

アの(ア)の②の(a)又は(b)の表により算定した額と同額

(c) 国際通話

アの(ア)の③の(a)の表により算定した額と同額

② 削除

③ 携帯契約回線から行うもの

(a) 国際通話

ウの(ア)の①の(a)の表により算定した額と同額

④ PHS契約回線から行うもの

削除

⑤ F T T H接続回線等から行うもの

(a) 削除

(b) 第2種国内通話

アの(ア)の②の(b)の表により算定した額と同額

(c) 国際通話

アの(ア)の③の(a)の表により算定した額と同額

(イ) 外国から本邦に着する、当社が発行するクレジットカード及び一般クレジットカードによるクレジット自動通話

① 当社の交換設備において通話の請求の受付を行うもの

その通話を、その通話が着信した契約者回線（移動体契約回線を含みます。）から当該国にあてる一般自動通話とみなした場合に適用される自動通話の通話料と同額。

ただし、F T T H接続回線等に着信する通話の料金については、F T T H接続回線等を契約者回線（移動体契約回線を除きます。）とみなして適用します。

また、以下の取扱地域から本邦に着する通話のうち、当社が別に定める外国側交換局の交換設備を経由する場合の通話等料金は次のとおりとします。

区分	料金額
	上段：移動体契約回線以外の電気通信回線に着するもの 下段：移動体契約回線に着するもの

	最初の1分まで6秒までごとに			最初の1分経過後6秒までごとに		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
アメリカ合衆国	3.5円 6.0円	3.5円 6.0円	3.5円 6.0円	3.5円 6.0円	3.5円 6.0円	3.5円 6.0円
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国	4.0円 7.0円	4.0円 7.0円	4.0円 7.0円	4.0円 7.0円	4.0円 7.0円	4.0円 7.0円

(注) アメリカ合衆国は、アラスカ及びハワイを除きます。

② 当社の交換設備において通話の請求の受付を行うもの以外のもの（当社が発行するクレジットカードによるものに限ります。）

その通話を、その通話が着信した契約者回線（移動体契約回線を含みます。）から当該国にあてる平日昼間における一般自動通話とみなした場合に適用される自動通話の通話料と同額

ただし、F T T H接続回線等に着信する通話の料金については、F T T H接続回線等を契約者回線（移動体契約回線を除きます。）とみなして適用します。

- (ウ) 削除
- (エ) 削除
- (オ) 削除

(カ) 当社電話交換局の交換設備において通話の請求の受付を行う外国間のクレジット自動通話

その通話を発信国から契約者回線にあてる当社電話交換局の交換設備において通話の請求の受付を行うクレジット自動通話とみなした場合に適用されるクレジット自動通話の通話料に 0.60 を乗じて得た額（1の通話ごとに計算し、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。以下本文において同じとします。）と、その通話を契約者回線から着信国にあてた一般自動通話とみなした場合に適用される自動通話の通話料に 0.60 を乗じて得た額との合計額

(キ) その外国の電気通信事業者が利用を認めたクレジットカードによるクレジット自動通話に係るもの

そのクレジットカードの発行国の定めるところによります。

ただし、クレジットカードの発行国以外にあてたクレジット自動通話（中継国の交換設備において通話の請求の受付を行うものを除きます。）の料金は、当社が定める通話料を、そのクレジットカードの発行国が定める換算率により本邦通貨に換算した額とします。

キ 当社の電話サービス取扱所の窓口に設置される電話機等により行われる国際通話
(国際無線電話通話、海事衛星電話通話及び携帯移動衛星電話通話を除きます。)

アの(ア)の③の(a)の表により算定された額と同額

ク プリペイド自動通話（別に定めるプリペイドカードによるものに限ります。）

(ア) 第2種国内通話

料金額（6秒までごとに）		
2.05 円		
備考		
1 上表の通話料金は消費税相当額を含みます。		
2 計算して得た額に1円未満の端数が生じたときは、1の通話ごとにこれを四捨五入します。		

(イ) 第1種プリペイド国際通話

（単位：円）

区分	料金額								
	A段：B段及びC段に掲げる電気通信回線以外の電気通信回線によるもの B段：携帯契約回線によるもの C段：PHS契約回線によるもの								
	最初の1分まで 6秒までごとに			最初の1分経過後3分 まで6秒までごとに			最初の3分経過後 6秒までごとに		
	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝
アジア 1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	2.1	2.1	2.1
	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	3.6	3.6	3.6
	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	3.6	3.6	3.6
アジア 2	26	21	17	17	14	11	13.2	11.7	10.1
	31	25	20	19	16	12	15.8	13.5	10.1
	31	25	20	19	16	12	15.8	13.5	10.1
アジア 3	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	2.0	2.0	2.0
	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	3.5	3.5	3.5
	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	3.5	3.5	3.5
アジア 4	25	22	18	16	12	9	12.4	9.9	8.2
	30	26	21	18	13	9	14.0	11.7	8.2
	30	26	21	18	13	9	14.0	11.7	8.2
アジア 5	24	20	18	20	16	13	14.0	11.6	9.9
	34	28	20	22	18	14	15.4	13.1	9.9
	34	28	20	22	18	14	15.4	13.1	9.9
アジア 6	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	2.8	2.8	2.8
	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	4.6	4.6	4.6
	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	4.6	4.6	4.6
アジア 7	24	22	20	20	15	12	14.0	11.6	9.9
	34	30	22	22	17	12	16.4	13.1	9.9
	34	30	22	22	17	12	16.4	13.1	9.9
アジア 8	32	26	22	19	15	12	16.0	13.5	11.5
	36	30	22	21	17	13	17.5	15.2	11.9
	36	30	22	21	17	13	17.5	15.2	11.9
アジア 9	26	21	17	17	14	11	16.5	13.5	10.5
	31	25	20	19	16	12	18.5	15.5	11.5
	31	25	20	19	16	12	18.5	15.5	11.5

アジア 10	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	3.8	3.8	3.8
	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	5.3	5.3	5.3
	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	5.3	5.3	5.3
アジア 11	32	28	26	24	20	19	18.4	15.0	14.2
	40	33	27	28	23	22	26.3	21.9	16.8
	40	33	27	28	23	22	26.3	21.9	16.8
アジア 12	40	32	26	31	25	21	24.0	19.5	16.0
	44	36	28	33	27	22	26.3	23.0	16.7
	44	36	28	33	27	22	26.3	23.0	16.7
アジア 13	32	28	26	24	20	19	18.4	15.0	14.2
	40	33	27	28	23	22	26.3	21.9	16.8
	40	33	27	28	23	22	26.3	21.9	16.8
オセア ニア1	20	16	16	12	10	9	7.1	6.3	5.4
	24	20	20	14	12	11	13.5	11.5	8.1
	24	20	20	14	12	11	13.5	11.5	8.1
オセア ニア2	6	6	5	6	6	4	4.7	4.7	2.8
	11	10	8	11	10	7	6.4	5.5	4.6
	11	10	8	11	10	7	6.4	5.5	4.6
オセア ニア3	31	25	20	17	13	10	13.0	10.7	9.1
	36	29	22	19	15	12	15.5	11.4	9.9
	36	29	22	19	15	12	15.5	11.4	9.9
オセア ニア4	32	26	21	18	14	11	13.0	10.7	9.1
	36	30	23	20	16	13	16.5	13.3	10.8
	36	30	23	20	16	13	16.5	13.3	10.8
オセア ニア5	33	26	22	22	18	13	18.6	15.3	11.8
	37	30	23	23	19	14	20.1	17.0	12.7
	37	30	23	23	19	14	20.1	17.0	12.7
オセア ニア6	32	26	21	18	14	11	13.0	11.6	10.0
	36	30	23	20	16	13	18.5	15.3	10.8
	36	30	23	20	16	13	18.5	15.3	10.8
オセア ニア7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アメリ カ1	6	6	5	6	6	4	4.7	4.7	2.8
	11	10	8	11	10	7	6.4	5.5	4.6
	11	10	8	11	10	7	6.4	5.5	4.6
アメリ カ2	20	16	16	12	10	9	7.1	6.3	5.4
	24	20	20	14	12	11	11.7	9.1	9.0
	24	20	20	14	12	11	11.7	9.1	9.0
アメリ カ3	31	25	21	21	17	13	15.7	12.4	8.9
	35	29	23	23	19	14	19.2	14.9	10.7
	35	29	23	23	19	14	19.2	14.9	10.7
アメリ カ4	38	30	26	30	24	21	23.5	18.5	15.0
	42	34	27	32	26	22	26.8	22.2	16.8
	42	34	27	32	26	22	26.8	22.2	16.8
アメリカ	38	31	27	30	24	21	19.0	15.4	14.9

カ5	42	35	31	32	26	23	26.8	22.1	16.4
	42	35	31	32	26	23	26.8	22.1	16.4
アメリカ6	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	3	3	3
	6	6	6	6	6	6	4.5	4.5	4.5
	6	6	6	6	6	6	4.5	4.5	4.5
アメリカ7	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	2.7	2.7	2.7
	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	4.2	4.2	4.2
	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	4.2	4.2	4.2
アメリカ8	38	31	27	30	24	21	19.0	15.4	14.9
	42	35	31	32	26	23	26.8	22.1	16.4
	42	35	31	32	26	23	26.8	22.1	16.4
ヨーロッパ1	18	16	11	18	16	9	12.5	10.8	4.5
	31	27	18	23	19	12	12.5	10.8	6.0
	31	27	18	23	19	12	12.5	10.8	6.0
ヨーロッパ2	22	21	11	21	18	9	13.0	11.4	4.5
	36	30	25	24	20	18	16.9	14.8	11.3
	36	30	25	24	20	18	16.9	14.8	11.3
ヨーロッパ3	33	26	23	22	18	16	13.3	11.4	9.5
	37	30	25	24	20	18	20.2	17.1	14.2
	37	30	25	24	20	18	20.2	17.1	14.2
ヨーロッパ4	33	26	23	22	18	16	13.3	11.4	9.5
	37	30	25	24	20	18	20.2	17.1	14.2
	37	30	25	24	20	18	20.2	17.1	14.2
ヨーロッパ5	35	28	25	27	22	18	20.7	17.8	14.3
	39	32	27	29	24	19	21.2	20.6	15.0
	39	32	27	29	24	19	21.2	20.6	15.0
アフリカ1	40	33	29	31	25	24	24.0	20.4	17.7
	44	37	32	33	27	25	28.0	23.0	18.1
	44	37	32	33	27	25	28.0	23.0	18.1
アフリカ2	40	33	29	31	25	24	24.0	20.4	17.7
	44	37	32	33	27	25	28.0	23.0	18.1
	44	37	32	33	27	25	28.0	23.0	18.1
アフリカ3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定衛星携帯端末1	46	46	46	39	39	39	35.5	35.5	35.5
	46	46	46	39	39	39	35.5	35.5	35.5
	46	46	46	39	39	39	35.5	35.5	35.5
特定衛星携帯端末2	63.7	63.7	63.7	54.0	54.0	54.0	49.2	49.2	49.2
	63.7	63.7	63.7	54.0	54.0	54.0	49.2	49.2	49.2
	63.7	63.7	63.7	54.0	54.0	54.0	49.2	49.2	49.2

備考

- 各区分における取扱地域は、料金表別表2に定めるところによります。
- 料金額は1の通話ごとに計算し、1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入します。以下本備考において同じとします。
- 上表の規定にかかわらず、次の取扱地域にあてる第1種プリペイド国際通話の通話等

料金は、次のとおりとします。

(単位：円)

区分	料金額								
	A段：B段及びC段に掲げる電気通信回線以外の電気通信回線によるもの B段：携帯契約回線によるもの C段：PHS契約回線によるもの								
	最初の1分まで 6秒までごとに			最初の1分まで 6秒までごとに			最初の3分経過後 6秒までごとに		
	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝
香港	25	20	16	17	14	11	12.3	9.8	9.1
	33	24	19	18	15	11	13.8	11.6	9.1
	33	24	19	18	15	11	13.8	11.6	9.1
インド ネシア 共和国	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	3.8	3.8	3.8
	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	5.3	5.3	5.3
	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	5.3	5.3	5.3
タイ王 国	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.5	1.5	1.5
	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	2.9	2.9	2.9
	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	2.9	2.9	2.9
マレー シア	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	2.7	2.7	2.7
	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	4.2	4.2	4.2
	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	4.2	4.2	4.2
ベトナム 社会 主義共 和国	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	8.5	8.5	8.5
	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	10.3	10.3	10.3
	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	10.3	10.3	10.3
ネパー ル王国	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	5.4	5.4	5.4
	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	6.9	6.9	6.9
	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	6.9	6.9	6.9
スリラ ンカ民 主社会 主義共 和国	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	3.8	3.8	3.8
	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	5.3	5.3	5.3
	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	5.3	5.3	5.3
パキス タン・ イスラ ム共和 国	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	4.6	4.6	4.6
	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	6.3	6.3	6.3
	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	6.3	6.3	6.3
バング ラデシ ユ人民 共和国	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	3.2	3.2	3.2
	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	4.9	4.9	4.9
	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	4.9	4.9	4.9
イ ラ ン・イ スラム	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	7.1	7.1	7.1
	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	8.6	8.6	8.6
	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	8.6	8.6	8.6

共和国									
アルゼンチン共和国	5.2 6.7 6.7	5.2 6.7 6.7	5.2 6.7 6.7	5.2 6.7 6.7	5.2 6.7 6.7	5.2 6.7 6.7	3.1 4.6 4.6	3.1 4.6 4.6	3.1 4.6 4.6
コロンビア共和国	4.2 5.7 5.7	4.2 5.7 5.7	4.2 5.7 5.7	4.2 5.7 5.7	4.2 5.7 5.7	4.2 5.7 5.7	2.6 4.0 4.0	2.6 4.0 4.0	2.6 4.0 4.0
パラグアイ共和国	6.4 7.9 7.9	6.4 7.9 7.9	6.4 7.9 7.9	6.4 7.9 7.9	6.4 7.9 7.9	6.4 7.9 7.9	4.2 5.7 5.7	4.2 5.7 5.7	4.2 5.7 5.7
ボリビア共和国	6.0 7.5 7.5	6.0 7.5 7.5	6.0 7.5 7.5	6.0 7.5 7.5	6.0 7.5 7.5	6.0 7.5 7.5	3.7 5.2 5.2	3.7 5.2 5.2	3.7 5.2 5.2
ウクライナ	6.3 7.8 7.8	6.3 7.8 7.8	6.3 7.8 7.8	6.3 7.8 7.8	6.3 7.8 7.8	6.3 7.8 7.8	3.8 5.6 5.6	3.8 5.6 5.6	3.8 5.6 5.6
ルーマニア	6.5 8.0 8.0	6.5 8.0 8.0	6.5 8.0 8.0	6.5 8.0 8.0	6.5 8.0 8.0	6.5 8.0 8.0	4.0 5.8 5.8	4.0 5.8 5.8	4.0 5.8 5.8
ロシア連邦	5.0 6.5 6.5	5.0 6.5 6.5	5.0 6.5 6.5	5.0 6.5 6.5	5.0 6.5 6.5	5.0 6.5 6.5	2.8 4.6 4.6	2.8 4.6 4.6	2.8 4.6 4.6
ガーナ共和国	5.7 7.2 7.2	5.7 7.2 7.2	5.7 7.2 7.2	5.7 7.2 7.2	5.7 7.2 7.2	5.7 7.2 7.2	3.7 5.2 5.2	3.7 5.2 5.2	3.7 5.2 5.2
ナイジェリア共和国	6.2 7.7 7.7	6.2 7.7 7.7	6.2 7.7 7.7	6.2 7.7 7.7	6.2 7.7 7.7	6.2 7.7 7.7	5.2 6.7 6.7	5.2 6.7 6.7	5.2 6.7 6.7

4 上表の規定に係らず、他社公衆電話の電話機等を利用して行う、次の取扱地域へあて
る第1種プリペイド国際通話の通話等料金は、次のとおりとします。

(単位：円)

区分	料金額								
	最初の1分まで 6秒までごとに			最初の1分まで 6秒までごとに			最初の3分経過後 6秒までごとに		
	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝
大韓民国	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	6.1	6.1	6.1
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	9	9	9	9	9	9	5.6	5.6	5.6
フィリ	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	9.6	6.6	6.6	6.6

ピン									
インド ネシア 共和国	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	7.5	7.5	7.5
タイ王 国	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	4.6	4.6	4.6
マレー シア	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	6.0	6.0	6.0
ベトナム 社会 主義共 和国	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	11.5	11.5	11.5
インド	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	7.8	7.8	7.8
ネパー ル王国	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	9.4	9.4	9.4
スリラ ンカ民 主社会 主義共 和国	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	7.8	7.8	7.8
パキス タン・ イスラ ム共和 国	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	9.5	9.5	9.5
バング ラデシ ユ人民 共和国	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	7.0	7.0	7.0
イ ラ ン・イ スラム 共和国	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	11.1	11.1	11.1
ブラジ ル連邦 共和国	7	7	7	6	6	6	4.6	4.6	4.6
ペルー 共和国	8	8	8	7	7	7	5.5	5.5	5.5
アルゼ ンチン 共和国	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	7.1	7.1	7.1
コロン ビア共 和国	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	6.6	6.6	6.6
パラグ アイ共	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	8.2	8.2	8.2

和国									
ボリビア共和国	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	7.7	7.7	7.7
ウクライナ	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	7.3	7.3	7.3
ルーマニア	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0	7.5	7.5	7.5
ロシア連邦	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	7.0	7.0	7.0
ガーナ共和国	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	7.7	7.7	7.7
ナイジェリア連邦共和国	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	9.2	9.2	9.2

5 外国から本邦に着する第1種プリペイド国際通話の料金は、その通話を通話が着信した電気通信回線から当該国にあてる第1種プリペイド国際通話とみなした場合において適用される第1種プリペイド国際通話の料金額と同額とします。

6 5の規定にかかわらず、次の取扱地域から本邦に着する第1種プリペイド国際通話の料金は、次のとおりとします。

(単位：円)

区分	料金額								
	A段：B段及びC段に掲げる電気通信回線以外の電気通信回線によるもの B段：携帯契約回線によるもの C段：PHS契約回線によるもの								
	最初の1分まで 6秒までごとに			最初の1分まで 6秒までごとに			最初の3分経過後 6秒までごとに		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
大韓民国	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	5.8	5.8	5.8
	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	7.3	7.3	7.3
	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	7.3	7.3	7.3
香港	8	8	8	8	8	8	7.5	7.5	7.5
	10	10	10	10	10	10	9.5	9.5	8.0
	10	10	10	10	10	10	9.5	9.5	8.0
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	2.6	2.6	2.6
	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	4.0	4.0	4.0
	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	8.4	4.0	4.0	4.0
フィリピン	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	6.6	3.7	3.7	3.7
	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	5.3	5.3	5.3
	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	8.1	5.3	5.3	5.3

タイ王国	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	8.8	3.4	3.4	3.4
	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	4.9	4.9	4.9
	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	10.3	4.9	4.9	4.9
インドネシア共和国	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	4.5	4.5	4.5
	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	6.0	6.0	6.0
	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	6.0	6.0	6.0
マレーシア	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	5.2	5.2	5.2
	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	6.7	6.7	6.7
	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	6.7	6.7	6.7
スリランカ民主主義共和国	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	5.5	5.5	5.5
	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	7.3	7.3	7.3
	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	9.5	7.3	7.3	7.3
オーストラリア	17	10	10	17	10	10	13.0	9.5	9.0
	19	12	12	19	12	12	16.5	11.5	10.0
	19	12	12	19	12	12	16.5	11.5	10.0
アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）	4	4	4	4	4	4	3.5	3.5	2.8
	6	6	6	6	6	6	5.5	5.5	4.6
	6	6	6	6	6	6	5.5	5.5	4.6
アラスカ	4	4	4	4	4	4	3.5	3.5	2.8
	6	6	6	6	6	6	5.5	5.5	4.6
	6	6	6	6	6	6	5.5	5.5	4.6
ペルー共和国	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	4.5	4.5	4.5
	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	5.5	5.5	5.5
	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	7.4	7.4	7.4
	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	7.4	7.4	7.4
アルゼンチン共和国	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	6.4	6.4	6.4
	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	7.9	7.9	7.9
	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	10.5	7.9	7.9	7.9
コロンビア共和国	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	8.9	7.3	7.3	7.3
	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	8.8	8.8	8.8
	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	8.8	8.8	8.8
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国	11	7	7	11	7	7	10.5	6.5	4.5
	13	9	9	13	9	9	12.5	8.5	6.0
	13	9	9	13	9	9	12.5	8.5	6.0

ロシア 連邦	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	3.5	3.5	3.5
	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	5.3	5.3	5.3
	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	5.3	5.3	5.3
ボリビ ア共和 国	38	31	27	30	24	21	19.0	15.4	14.9
	42	35	31	32	26	23	26.8	22.1	16.4
	42	35	31	32	26	23	26.8	22.1	16.4

7 当社電話交換局の交換設備において通話の請求の受付を行う外国間の第1種プリペイド国際通話の料金は、その通話を契約者回線から発信国にあてる第1種プリペイド国際通話とみなした場合において適用される第1種プリペイド国際通話の料金額に0.60を乗じて得た額（1の通話ごとに計算し、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。以下本文において同じとします。）と、その通話を契約者回線から着信国にあてる第1種プリペイド国際通話とみなした場合において適用される第1種プリペイド国際通話の料金額に0.60を乗じて得た額の合計額とします。

(ウ) 第2種プリペイド国際通話

(単位：円)

区分	料金額								
	A段：B段及びC段に掲げる電気通信回線以外の電気通信回線によるもの B段：携帯契約回線によるもの C段：PHS契約回線によるもの								
	最初の1分まで 6秒までごとに			最初の1分経過後3分 まで6秒までごとに			最初の3分経過後 6秒までごとに		
	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝
アジア 1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	2.1	2.1	2.1
	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	3.6	3.6	3.6
	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	4.7	3.6	3.6	3.6
アジア 2	26	21	17	17	14	11	13.2	11.7	10.1
	31	25	20	19	16	12	15.8	13.5	10.1
	31	25	20	19	16	12	15.8	13.5	10.1
アジア 3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	0.46	0.46	0.46
	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	1.7	1.7	1.7
	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	1.7	1.7	1.7
アジア 4	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	1.3	1.3	1.3
	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	2.5	2.5	2.5
	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	5.3	2.5	2.5	2.5
アジア 5	24	20	18	20	16	13	14.0	11.6	9.9
	34	28	20	22	18	14	15.4	13.1	9.9
	34	28	20	22	18	14	15.4	13.1	9.9
アジア 6	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	4.1	4.1	4.1
	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	6.3	6.3	6.3
	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	10.6	6.3	6.3	6.3
アジア 7	24	22	20	20	15	12	14.0	11.6	9.9
	34	30	22	22	17	12	16.4	13.1	9.9
	34	30	22	22	17	12	16.4	13.1	9.9
アジア	32	26	22	19	15	12	16.0	13.5	11.5

8	36	30	22	21	17	13	17.5	15.2	11.9
	36	30	22	21	17	13	17.5	15.2	11.9
アジア 9	26	21	17	17	14	11	16.5	13.5	10.5
	31	25	20	19	16	12	18.5	15.5	11.5
	31	25	20	19	16	12	18.5	15.5	11.5
アジア 10	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	3.8	3.8	3.8
	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	5.3	5.3	5.3
	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	5.3	5.3	5.3
アジア 11	32	28	26	24	20	19	18.4	15.0	14.2
	40	33	27	28	23	22	26.3	21.9	16.8
	40	33	27	28	23	22	26.3	21.9	16.8
アジア 12	40	32	26	31	25	21	24.0	19.5	16.0
	44	36	28	33	27	22	26.3	23.0	16.7
	44	36	28	33	27	22	26.3	23.0	16.7
アジア 13	32	28	26	24	20	19	18.4	15.0	14.2
	40	33	27	28	23	22	26.3	21.9	16.8
	40	33	27	28	23	22	26.3	21.9	16.8
オセア ニア1	20	16	16	12	10	9	7.1	6.3	5.4
	24	20	20	14	12	11	13.5	11.5	8.1
	24	20	20	14	12	11	13.5	11.5	8.1
オセア ニア2	6	6	5	6	6	4	4.7	4.7	2.8
	11	10	8	11	10	7	6.4	5.5	4.6
	11	10	8	11	10	7	6.4	5.5	4.6
オセア ニア3	31	25	20	17	13	10	13.0	10.7	9.1
	36	29	22	19	15	12	15.5	11.4	9.9
	36	29	22	19	15	12	15.5	11.4	9.9
オセア ニア4	32	26	21	18	14	11	13.0	10.7	9.1
	36	30	23	20	16	13	16.5	13.3	10.8
	36	30	23	20	16	13	16.5	13.3	10.8
オセア ニア5	33	26	22	22	18	13	18.6	15.3	11.8
	37	30	23	23	19	14	20.1	17.0	12.7
	37	30	23	23	19	14	20.1	17.0	12.7
オセア ニア6	32	26	21	18	14	11	13.0	11.6	10.0
	36	30	23	20	16	13	18.5	15.3	10.8
	36	30	23	20	16	13	18.5	15.3	10.8
オセア ニア7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
アメリ カ1	6	6	5	6	6	4	4.7	4.7	2.8
	11	10	8	11	10	7	6.4	5.5	4.6
	11	10	8	11	10	7	6.4	5.5	4.6
アメリ カ2	20	16	16	12	10	9	7.1	6.3	5.4
	24	20	20	14	12	11	11.7	9.1	9.0
	24	20	20	14	12	11	11.7	9.1	9.0
アメリ カ3	31	25	21	21	17	13	15.7	12.4	8.9
	35	29	23	23	19	14	19.2	14.9	10.7

	35	29	23	23	19	14	19.2	14.9	10.7
アメリカ4	38	30	26	30	24	21	23.5	18.5	15.0
	42	34	27	32	26	22	26.8	22.2	16.8
	42	34	27	32	26	22	26.8	22.2	16.8
アメリカ5	38	31	27	30	24	21	19.0	15.4	14.9
	42	35	31	32	26	23	26.8	22.1	16.4
	42	35	31	32	26	23	26.8	22.1	16.4
アメリカ6	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72	0.72
	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
アメリカ7	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	2.5	2.5	2.5
	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	3.9	3.9	3.9
	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	3.9	3.9	3.9
アメリカ8	38	31	27	30	24	21	19.0	15.4	14.9
	42	35	31	32	26	23	26.8	22.1	16.4
	42	35	31	32	26	23	26.8	22.1	16.4
ヨーロッパ1	18	16	11	18	16	9	12.5	10.8	4.5
	31	27	18	23	19	12	12.5	10.8	6.0
	31	27	18	23	19	12	12.5	10.8	6.0
ヨーロッパ2	22	21	11	21	18	9	13.0	11.4	4.5
	36	30	25	24	20	18	16.9	14.8	11.3
	36	30	25	24	20	18	16.9	14.8	11.3
ヨーロッパ3	33	26	23	22	18	16	13.3	11.4	9.5
	37	30	25	24	20	18	20.2	17.1	14.2
	37	30	25	24	20	18	20.2	17.1	14.2
ヨーロッパ4	33	26	23	22	18	16	13.3	11.4	9.5
	37	30	25	24	20	18	20.2	17.1	14.2
	37	30	25	24	20	18	20.2	17.1	14.2
ヨーロッパ5	35	28	25	27	22	18	20.7	17.8	14.3
	39	32	27	29	24	19	21.2	20.6	15.0
	39	32	27	29	24	19	21.2	20.6	15.0
アフリカ1	40	33	29	31	25	24	24.0	20.4	17.7
	44	37	32	33	27	25	28.0	23.0	18.1
	44	37	32	33	27	25	28.0	23.0	18.1
アフリカ2	40	33	29	31	25	24	24.0	20.4	17.7
	44	37	32	33	27	25	28.0	23.0	18.1
	44	37	32	33	27	25	28.0	23.0	18.1
アフリカ3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—	—
特定衛星携帯端末1	46	46	46	39	39	39	35.5	35.5	35.5
	46	46	46	39	39	39	35.5	35.5	35.5
	46	46	46	39	39	39	35.5	35.5	35.5
特定衛星携帯端末2	63.7	63.7	63.7	54	54	54	49.2	49.2	49.2
	63.7	63.7	63.7	54	54	54	49.2	49.2	49.2
	63.7	63.7	63.7	54	54	54	49.2	49.2	49.2

備考

- 1 各区分における取扱地域は、料金表別表2に定めるところによります。
- 2 料金額は1の通話ごとに計算し、1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入します。以下本備考において同じとします。
- 3 上表の規定にかかわらず、次の取扱地域にあてる第2種プリペイド国際通話の通話等料金は、次のとおりとします。

(単位：円)

区分	料金額								
	A段：B段及びC段に掲げる電気通信回線以外の電気通信回線によるもの B段：携帯契約回線によるもの C段：PHS契約回線によるもの								
	最初の1分まで 6秒までごとに			最初の1分まで 6秒までごとに			最初の3分経過後 6秒までごとに		
	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝
香港	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	0.95	0.95	0.95
	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	2.3	2.3	2.3
	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	2.3	2.3	2.3
インド ネシア 共和国	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	1.9	1.9	1.9
	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	2.5	2.5	2.5
	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	2.5	2.5	2.5
タイ王 国	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	2.8	2.8	2.8
	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	4.6	4.6	4.6
	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	4.6	4.6	4.6
マレー シア	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6	2.7	2.7	2.7
	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	4.2	4.2	4.2
	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	4.2	4.2	4.2
ベトナム 社会 主義共 和国	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	8.5	8.5	8.5
	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	10.3	10.3	10.3
	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	12.5	10.3	10.3	10.3
ネパー ル王国	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	5.4	5.4	5.4
	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	6.9	6.9	6.9
	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	6.9	6.9	6.9
スリラ ンカ民 主社会 主義共 和国	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
パキス タン・ イスラ ム共和 国	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	1.2	1.2	1.2
	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	2.2	2.2	2.2
	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	2.2	2.2	2.2
バング ラデシ	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	1.4	1.4	1.4
	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	2.1	2.1	2.1

ユ人民 共和国	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	2.1	2.1	2.1
イ ラ ン・イ スラム 共和国	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6	3.6
アルゼ ンチン 共和国	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	3.1	3.1	3.1
	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	4.6	4.6	4.6
	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	4.6	4.6	4.6
コロン ビア共 和国	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	2.6	2.6	2.6
	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	4.0	4.0	4.0
	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	4.0	4.0	4.0
パラグ アイ共 和国	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	6.4	4.2	4.2	4.2
	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	5.7	5.7	5.7
	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	5.7	5.7	5.7
ボリビ ア共和 国	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	3.7	3.7	3.7
	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	5.2	5.2	5.2
	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	5.2	5.2	5.2
ウクラ イナ	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	3.8	3.8	3.8
	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	5.6	5.6	5.6
	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	5.6	5.6	5.6
ルーマ ニア	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	6.5	4.0	4.0	4.0
	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	5.8	5.8	5.8
	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	5.8	5.8	5.8
ロシア 連邦	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2
ガーナ 共和 国	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	3.7	3.7	3.7
	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	5.2	5.2	5.2
	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	5.2	5.2	5.2
ナイジ ェリア 共和国	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	5.2	5.2	5.2
	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	6.7	6.7	6.7
	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	7.7	6.7	6.7	6.7
アラブ 首長国 連邦	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	2.5	2.5	2.5
	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	3.5	3.5	3.5
	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	3.5	3.5	3.5
サウジ アラビ ア王国	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	2.2	2.2	2.2
	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	3.2	3.2	3.2
	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	3.2	3.2	3.2

4 上表の規定に係らず、他社公衆電話の電話機等を利用して行う、次の取扱地域へあて
る第2種プリペイド国際通話の通話等料金は、次のとおりとします。

(単位：円)

区分	料金額								
	最初の1分まで 6秒までごとに			最初の1分まで 6秒までごとに			最初の3分経過後 6秒までごとに		
	平日昼	夜間・	深夜・	平日昼	夜間・	深夜・	平日昼	夜間・	深夜・

	間	休日	早朝	間	休日	早朝	間	休日	早朝
大韓民国	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	6.1	6.1	6.1
香港	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	5.0	5.0	5.0
中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	4.7	4.7	4.7
台湾	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	5.0	5.0	5.0
フィリピン	12	12	12	12	12	12	7	7	7
インドネシア共和国	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	4.9	4.9	4.9
タイ王国	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	6.4	6.4	6.4
マレーシア	9	9	9	9	9	9	6	6	6
ベトナム社会主義共和国	12	12	12	12	12	12	11.5	11.5	11.5
インド	10	10	10	10	10	10	7.8	7.8	7.8
ネパール王国	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	10.7	9.4	9.4	9.4
スリランカ民主社会主義共和国	4	4	4	4	4	4	4	4	4
パキスタン・イスラム共和国	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	4.0	4.0	4.0
バングラデシュ人民共和国	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	6.8	4.0	4.0	4.0
イラン・イスラム共和国	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4

ブラジル連邦共和国	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
ペルー共和国	8	8	8	7	7	7	5.2	5.2	5.2
アルゼンチン共和国	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	9.2	7.1	7.1	7.1
コロンビア共和国	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	8.2	6.6	6.6	6.6
パラグアイ共和国	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	10.4	8.2	8.2	8.2
ボリビア共和国	10	10	10	10	10	10	7.7	7.7	7.7
ウクライナ	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	7.3	7.3	7.3
ルーマニア	10	10	10	10	10	10	7.5	7.5	7.5
ロシア連邦	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2
ガーナ共和国	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	9.7	7.7	7.7	7.7
ナイジェリア連邦共和国	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	10.2	9.2	9.2	9.2
アラブ首長国連邦	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	2.3	2.3	2.3
サウジアラビア王国	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	4.1	2.0	2.0	2.0

5 上表の規定に係らず、当社が別に定める電気通信番号に対して行う、次の取扱地域へあてて第2種プリペイド国際通話の通話等料金は、次のとおりとします。

(単位：円)

区分	料金額								
	A段：B段及びC段に掲げる電気通信回線以外の電気通信回線によるもの								
	B段：携帯契約回線によるもの								
	C段：PHS契約回線によるもの								
	最初の1分まで 6秒までごとに			最初の1分まで 6秒までごとに			最初の3分経過後 6秒までごとに		
	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝	平日昼 間	夜間・ 休日	深夜・ 早朝

ブラジ	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
ル連邦	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9	3.9
共和国	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0

(エ) 第3種移動体着信通話

区分	料金額 (6秒までごとに)
特定契約者回線又は株式会社NTTドコモ、ソフトバンク株式会社若しくは株式会社ウィルコム沖縄に係る別に定める契約に基づいて設置される契約者回線に着信があった場合	9.25円
備考 上表の通話料金は消費税相当額を含みます。	

ケ IP通話に係るもの

当社は、電話等契約者（カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者、カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係る第2種一般電話等契約者又はカテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話等契約に係る特定第1種一般電話契約者に限ります。）から請求があったときは、契約者回線（移動体契約回線を含みます。）により構成される回線群ごとに、インターネットプロトコル技術を用いた多重変換装置を利用した自動通話（以下「IP通話」といいます。）を提供し、IP通話の料金は、次のとおりとします。

区分	料金額					
	上段：契約者回線から行うもの 中段：携帯契約回線から行うもの 下段：PHS契約回線から行うもの					
	最初の1分まで6秒までごとに			最初の1分経過後6秒までごとに		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
フィリピン共和国	6.0円	6.0円	6.0円	6.0円	6.0円	6.0円
	6.0円	6.0円	6.0円	6.0円	6.0円	6.0円
	6.0円	6.0円	6.0円	6.0円	6.0円	6.0円
ブラジル連邦共和国	4.3円	5.5円	5.5円	4.3円	5.5円	5.5円
	11.8円	11.8円	11.8円	11.8円	11.8円	11.8円
	10.8円	10.8円	10.8円	10.8円	10.8円	10.8円
ペルー共和国	5.7円	6.7円	6.7円	5.7円	6.7円	6.7円
	14.5円	14.5円	14.5円	14.5円	14.5円	14.5円
	13.5円	13.5円	13.5円	13.5円	13.5円	13.5円

備考

- 1 フィリピン共和国、ブラジル連邦共和国、ペルー共和国以外への通話料は、アの(ア)の③（国際通話）の通話料と同額とします。
- 2 上表の規定にかかわらず、1の回線群（同一の群を構成するものとして電話等契約者から申出のあった契約者回線（移動体契約回線を含みます。）であって、その電話等契約の名義が当該電話等契約者の本人名義のものであり、料金月単位での一括請求の取り扱いを行っているものにより構成されるものとします。）につき1の料金月におけるIP通話の通話料が1000万円を超える場合には、1000万円を超える部分の通話料に0.50を乗じて得た額（1の料金月単位に計算し、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。）を適用するものとします。
- 3 IP通話の通話料は、別表に定める選択料金制サービスの適用を受けることはできません。

コ 削除

サ 特定プリペイド自動通話等

(ア) 国際通話

区分	料金額 (次の秒数までごとに 20 円)
アジア 1	9.0 秒
アジア 2	8.0 秒
アジア 3	8.0 秒
アジア 4	8.0 秒
アジア 5	7.0 秒
アジア 6	7.0 秒
アジア 7	6.0 秒
アジア 8	5.0 秒
アジア 9	8.0 秒
アジア 10	5.0 秒
アジア 11	5.0 秒
アジア 12	4.0 秒
アジア 13	5.0 秒
オセアニア 1	9.0 秒
オセアニア 2	12.0 秒
オセアニア 3	7.0 秒
オセアニア 4	7.0 秒
オセアニア 5	6.0 秒
オセアニア 6	7.0 秒
オセアニア 7	12.0 秒
アメリカ 1	9.0 秒
アメリカ 2	7.0 秒
アメリカ 3	5.0 秒
アメリカ 4	4.0 秒
アメリカ 5	4.0 秒
アメリカ 6	4.0 秒
アメリカ 7	4.0 秒
アメリカ 8	6.0 秒
ヨーロッパ 1	6.0 秒
ヨーロッパ 2	6.0 秒
ヨーロッパ 3	6.0 秒
ヨーロッパ 4	6.0 秒
ヨーロッパ 5	4.0 秒
アフリカ 1	4.0 秒
アフリカ 2	—
アフリカ 3	3.0 秒
特定衛星携帯端末 1	2.0 秒
特定衛星携帯端末 2	9.0 秒
備考	

- 1 各区分における取扱地域は、料金表別表 2 に定めるところによります。
- 2 1 の規定にかかわらず、ノーフォーク島については、オセアニア 4 の区分として扱います。

シ 特定ローミングによる国際通話

(ア) 携帯契約回線から行うもの

① 国際通話

区分	料金額 (20 秒までごとに)		
	平日昼間	夜間・休日	深夜・早朝
アジア 1	45 円	33 円	33 円
アジア 2	45 円	33 円	33 円
アジア 3	45 円	33 円	33 円
アジア 4	45 円	33 円	33 円
アジア 5	57 円	43 円	43 円
アジア 6	57 円	43 円	43 円
アジア 7	57 円	43 円	43 円
アジア 8	57 円	43 円	43 円
アジア 9	58 円	49 円	49 円
アジア 10	99 円	63 円	63 円
アジア 11	99 円	63 円	63 円
アジア 12	99 円	63 円	63 円
アジア 13	99 円	63 円	63 円
オセアニア 1	35 円	27 円	27 円
オセアニア 2	33 円	24 円	24 円
オセアニア 3	57 円	43 円	43 円
オセアニア 4	57 円	43 円	43 円
オセアニア 5	57 円	43 円	43 円
オセアニア 6	57 円	43 円	43 円
オセアニア 7	—	—	—
アメリカ 1	33 円	24 円	24 円
アメリカ 2	35 円	27 円	27 円
アメリカ 3	73 円	41 円	41 円
アメリカ 4	99 円	73 円	73 円
アメリカ 5	99 円	73 円	73 円
アメリカ 6	99 円	73 円	73 円
アメリカ 7	99 円	73 円	73 円
アメリカ 8	99 円	73 円	73 円
ヨーロッパ 1	77 円	55 円	55 円
ヨーロッパ 2	77 円	55 円	55 円
ヨーロッパ 3	77 円	55 円	55 円
ヨーロッパ 4	77 円	55 円	55 円
ヨーロッパ 5	77 円	55 円	55 円
アフリカ 1	121 円	79 円	79 円
アフリカ 2	121 円	79 円	79 円
アフリカ 3	—	—	—
特定衛星携帯端末 1	130 円	130 円	130 円
特定衛星携帯端末 2	180 円	180 円	80 円
備考	各区分における取扱地域は、料金表別表 2 に定めるところによります。		

- (イ) PHS 契約回線から行うもの
別紙8のとおりとする。

ス 国際ローミング着信自動通話

国際ローミング着信自動通話の料金は、別表3に規定する電気通信事業者が規定する海外ローミング機能に係るオプション機能使用料と加算して合計額を当該電気通信事業者が請求するものとし、その合計額は当該電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定します。

セ 海事衛星電話通話

(ア) 海事衛星電話通話

① 契約者回線及び電話サービス取扱所の窓口の電話機等から発信するもの

(a) (b)以外のもの

i ii以外のもの

区分	料金額		
	自動通話	非自動通話	
	6秒までごとに	最初の3分まで	経過1分までごとに
インマルサットF型の船舶地球局への海事衛星電話通話	30円	2,160円	460円
備考 別に定める機関から発信する非常海事衛星電話通話の通話等料金は無料とします。			

ii 特定携帯国際自動通話に係るもの

区分	料金額 (60秒までごとに)
インマルサットF型の船舶地球局との間の海事衛星電話通話	260円
インマルサットF型の船舶地球局との間の海事衛星電話通話(着信側が64Kb/s Audio/Speechモードの場合)	840円
備考 別に定める機関から発信する非常海事衛星電話通話の通話等料金は無料とします。	

(b) 削除

② 他社公衆電話の電話機等により行うもの(クレジット自動通話及び別に定めるプリペイドカードによるプリペイド自動通話を除きます。)

区分	料金額 (次の秒数までごとに100円)
インマルサットF型の船舶地球局との間の海事衛星電話通話	16.0秒

③ 外国から発信し船舶地球局に着する当社電話交換局の交換設備において通話の請求の受付を行うもの

区分	料金額 (6秒までごとに)		
	グループa	グループb	グループc
インマルサットF型の船舶地球局との間の海事衛星電話通話	32円	36円	50円
備考 上表のグループは、次のとおりとします。 グループa 大韓民国、香港、台湾、シンガポール共和国、フィリピン共和国、インドネシア共和国、マレーシア(計7地域) グループb グアム、サイパン、ハワイ、オーストラリア、ニュージーランド、アラスカ、アメリカ			

合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、イタリア共和国、オランダ王国、スイス連邦、カナリー諸島、スウェーデン王国、スペイン、ノルウェー王国（計18地域）

グループc

その他の地域（料金表別表2で定める国際通話等の取扱地域のうち、当社電話交換局の交換設備において、通話の請求の受付を行う外国間のクレジット自動通話又はプリペイド自動通話を取り扱う地域で、グループa及びグループbの計25地域を除いた地域とします。）

ソ 削除

タ 携帯移動衛星電話通話

(ア) 契約者回線及び電話サービス取扱所の窓口の電話機等から発信するもの

① ②以外のもの

(a) (b)以外のもの

区分	料金額		
	自動通話	非自動通話	
	6秒までごとに	最初の3分まで	経過1分までごとに
インマルサットF型、インマルサットBGA N型又はインマルサットFB型の携帯移動地球局への携帯移動衛星電話通話	30円	2,160円	460円

(b) 特定携帯国際自動通話又は特定ローミングによる通話に係るもの

区分	料金額 (60秒までごとに)
インマルサットF型、インマルサットBGA N型又はインマルサットFB型の携帯移動地球局との間の携帯移動衛星電話通話	260円
インマルサットF型、インマルサットBGA N型又はインマルサットFB型の携帯移動地球局との間の携帯移動衛星電話通話（着信側が64Kb/s Audio/Speechモードの場合）	840円

② 削除

(イ) 他社公衆電話の電話機等により行うもの（クレジット自動通話及び別に定めるプリペイドカードによるプリペイド自動通話を除きます。）

区分	料金額 (次の秒数までごとに100円)
インマルサットF型、インマルサットBGA N型又はインマルサットFB型の携帯移動地球局との間の携帯移動衛星電話通話	16.0秒

(ウ) 外国から発信し船舶地球局に着する当社電話交換局の交換設備において通話の請求の受付を行うもの

区分	料金額 (6秒までごとに)		
	グループa	グループb	グループc
インマルサットF型、インマルサットBGA N型又はインマルサットFB型の携帯移動地	32円	36円	50円

球局に着するもの			
<p>備考 上表のグループは、次のとおりとします。</p> <p>グループ a 大韓民国、香港、台湾、シンガポール共和国、フィリピン共和国、インドネシア共和国、マレーシア（計 7 地域）</p> <p>グループ b グアム、サイパン、ハワイ、オーストラリア、ニュージーランド、アラスカ、アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国、イタリア共和国、オランダ王国、スイス連邦、カナリー諸島、スウェーデン王国、スペイン、ノルウェー王国（計 18 地域）</p> <p>グループ c その他の地域（料金表別表 2 で定める国際通話等の取扱地域のうち、当社電話交換局の交換設備において、通話の請求の受付を行う外国間のクレジット自動通話又はプリペイド自動通話を取り扱う地域で、グループ a 及びグループ b の計 25 地域を除いた地域とします。）</p>			

チ 国際無線電話通話

(ア) 削除

(イ) 削除

(ウ) 国際無線通信取扱所から発信するもの

区分	料金額	
	最初の3分まで	超過1分までごとに
外国海岸局を経由する 場合 海岸局料 陸線料 特別取扱に係る料金	經由海岸局が所在する国において定める額 經由海岸局が所在する国において定める額 經由海岸局が所在する国において定める額	
備考 1 国際無線電話通話の通話料は、本邦又は外国の海岸局料及び陸線料並びに外国の海岸局で定める特別取扱に係る料金を合計した額とします。 2 船舶局相互間に発着する国際無線電話通話を海岸局が中継する場合、海岸局料は受信及び送信に係る海岸局料の合計額とします。		

ツ 電話会議通話

区 分		料金額
		1の接続利用回線ごとに 1分までごとに
(ア) 任意の国又は地域から本欄に規定する国又は地域に係る電話会議用相互接続点に接続して行うものであって、(イ)以外のもの(ダイヤルイン接続)	アイルランド アメリカ合衆国 イタリア共和国 オーストラリア連邦 オーストリア共和国 オランダ王国 グレートブリテンおよび北部アイルランド 連合王国 シンガポール共和国 スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン タイ王国 大韓民国 台湾 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 ニュージーランド ノルウェー王国 日本(東京) ハンガリー共和国 フィンランド共和国 フランス共和国 ベルギー王国 ポルトガル共和国 香港 マレーシア ルクセンブルグ大公国	税抜額 19 円
	中華人民共和国(香港を除きます。)	税抜額 30 円
(イ) 本欄に規定する国又は地域からその国又は地域に係る電話会議用相互接続点に接続して行うものであって、当社がその電話会議用相互接続点までの通話に係る料金をあわせて設定す	日本	税抜額 30 円
	アメリカ合衆国 オーストラリア連邦 大韓民国 台湾 グレートブリテンおよび北部アイルランド 連合王国 シンガポール共和国 ニュージーランド	税抜額 40 円
	マレーシア	税抜額 50 円
	ポーランド共和国	税抜額 60 円
	メキシコ合衆国	税抜額 60 円

るもの（着信課 金番号接続）	オランダ王国 ドイツ連邦共和国 ブラジル連邦共和国 フランス共和国		税抜額 70 円
	インド インドネシア共和国 カナダ スリランカ民主社会主義共和国 タイ王国 フィリピン共和国 ベトナム社会主義共和国		税抜額 90 円
	イスラエル国 クロアチア共和国 ペルー共和国 ロシア連邦		税抜額 100 円
	アラブ首長国連邦 アルゼンチン共和国 サウジアラビア王国 チリ共和国 南アフリカ共和国		税抜額 120 円
	キプロス共和国 スロベニア共和国 トルコ共和国 パキスタン・イスラム共和国 ブルガリア共和国 ラトビア共和国 ルーマニア		税抜額 200 円
	(ウ) 別に定める 特定の電話会議 用相互接続点か ら本欄に規定す る国又は地域に 係る電話会議用 相互接続点を経 由して会議参加 者を呼び出すも の（ダイヤルア ウト接続）	グループ 1	日本
インド インドネシア共和国 オーストラリア連邦 カンボジア王国 シンガポール共和国 タイ王国 中華人民共和国 大韓民国 台湾 ニュージーランド フィリピン共和国 ベトナム社会主義共和国 香港 マレーシア			税抜額 50 円
グループ 2		アイスランド共和国 アイルランド イタリア共和国 ウクライナ	税抜額 60 円

		エストニア共和国 オーストリア共和国 オランダ王国 ギリシャ共和国 グレートブリテンおよび北 部アイルランド連合王国 クロアチア共和国 コソボ共和国 サウジアラビア王国 スイス連邦 スウェーデン王国 スペイン スロバキア共和国 スロベニア共和国 セルビア共和国 チェコ共和国 デンマーク王国 ドイツ連邦共和国 トルコ共和国 ノルウェー王国 バチカン ハンガリー共和国 フィンランド共和国 フランス共和国 ブルガリア共和国 ベルギー王国 ポーランド共和国 ボスニア・ヘルツェゴビナ ポルトガル共和国 マケドニア共和国 マルティニーク モナコ公国 モロッコ王国 モンテネグロ ラトビア共和国 リトアニア共和国 リヒテンシュタイン公国 ルーマニア ルクセンブルグ大公国 ロシア連邦	
	グループ3	アメリカ合衆国 カナダ	税抜額 40 円
	グループ4	グループ1～3以外	税抜額 180 円
備考 1 (ア)欄に係る通話等料金は、会議参加者に係る電話設備から(ア)欄に規定する国又は地域に係る電話会議用相互接続点までの区間における通話に係る料金を含みません。			

- 2 (イ)欄に係る通話等料金は、会議参加者に係る電話設備から(イ)欄に規定する国又は地域に係る電話会議用相互接続点までの区間における通話に係る料金を含みます。
- 3 (ウ)欄に係る通話等料金は、(ウ)欄に規定する国又は地域に係る電話会議用相互接続点から会議参加者に係る電話設備までの区間における通話に係る料金を含みます。

(2) 総合デジタル通信に係るもの

ア イ～コ以外のもの

その通信を通話とみなした場合に適用される料金の額と同額

イ ユーザ間情報通知

区分	単位	料金額
ユーザー間情報通知	1 制御信号ごとに	税抜額 0.4 円
備考		
1 ユーザー間情報通知により通信できる情報量は、1 の制御信号につき最大 1 2 8 オクテットとします。		
2 ユーザー間情報通知の情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、回線の故障等請求者又は対話者の責任によらない理由により、情報が通信の相手先に到達しなかった場合は、その情報については、情報量の測定から除きます。		
3 通信ごとの通話等料金の算定に当たっては、料金表通則 20（端数処理）の規定は適用しません。		

ウ 国際通信（デジタル通信モード（64Kb/s）によるものに限ります。）であって、バーネットサービスに係るもの以外のもの

区分	料金額	
	最初の 30 秒まで	最初の 30 秒経過後 6 秒までごとに
アジア 1	215 円	19 円
アジア 2、アジア 3、アジア 4	230 円	19 円
アジア 5、アジア 6、アジア 7、アジア 8	230 円	20 円
アジア 10、アジア 11、アジア 12	300 円	38 円
アメリカ 1、アメリカ 2	215 円	19 円
アメリカ 3	230 円	26 円
アメリカ 6、アメリカ 7、アメリカ 8	325 円	42 円
ヨーロッパ 1、ヨーロッパ 2、ヨーロッパ 3、ヨーロッパ 4、ヨーロッパ 5	265 円	29 円
オセアニア 2	215 円	19 円
オセアニア 3、オセアニア 4	230 円	22 円
アフリカ 1	325 円	42 円
備考 各区分における取扱地域は、料金表別表 2 に定めるところによります。		

エ 国際通信（デジタル通信モード（64Kb/s）によるものに限ります。）であって、バーネットサービスに係るもの

(ア) オンネットコール機能によるもの

イの表により算定した額に 0.93 を乗じて得た額（1 の通話ごとに計算し、小数点以下の端数は四捨五入します。）

(イ) 擬似内線ダイヤルサービスによるもの

イの表により算定した額に 0.95 を乗じて得た額（1 の通話ごとに計算し、小数点以下の端数は四捨五入します。）

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外のもの

イの表により算定した額に 0.98 を乗じて得た額（1の通話ごとに計算し、小数点以下の端数は四捨五入します。）

オ 海事衛星電話通信（デジタル通信モード（64Kb/s）によるものに限ります。）

区分	料金額 （6秒までごとに）
インマルサットF型の船舶地球局に着する海事衛星電話通信	98円

カ 削除

キ 携帯移動衛星電話通信（デジタル通信モード（64Kb/s）によるものに限ります。）

区分	料金額 （6秒までごとに）
インマルサットF型、インマルサットBGAN型又はインマルサットFB型の携帯移動地球局に着する携帯移動衛星電話通信	98円

ク 削除

ケ 第2種移動体着信通信（デジタル通信モード（64Kb/s）によるものに限ります。）

区分	料金額 （1分までごとに）
第2種移動体着信通信	税抜額 40円

コ 削除

第3 付加機能利用料

1 適用

付加機能使用料の適用については、第87条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

通話等料金の適用			
<p>(1) 1のメンバーズコードにつき複数の追加サービス（Vネットサービス又はフリーコールサービス等の付加機能を利用する場合に追加して利用することができる付加機能をいいます。以下同じとします。）を同時利用する場合の料金の適用</p>	<p>1のメンバーズコードにつき複数の追加サービス（フリーコールサービスⅠに係るものに限ります。）を同時利用する場合の料金については、2（料金額）の(3)の規定にかかわらず、次のとおりとします。 (月額)</p>		
	区分	単位	料金額
	<p>ア 全国共通番号サービス、受付先変更サービス及び着信先分配サービスを同時利用する場合</p>	1メンバーズコードごとに	税抜額 1,200円
<p>イ 発信エリア限定サービス、受付先変更サービス及び着信先分配サービスを同時利用する場合</p>	1メンバーズコードごとに	税抜額 1,200円	
<p>(2) 優先接続に係るフリーコールサービスに係る料金額の適用</p>	<p>ア 当社は、電話等契約者（フリーコールサービスⅡを利用している電話等契約者に限ります。）が次の条件のすべてを満たす場合には、フリーコールサービスⅡに係る付加機能使用料の額（追加サービスに係る付加機能使用料の額を除きます。以下この欄において同じとします。）から1のメンバーズコードごとに税抜額 100円を減額して適用します。 ただし、付加機能使用料の額が税抜額 100円に満たない場合は、その付加機能使用料の額を減額して適用します。 (ア) その電話等契約に係る契約者回線について、協定事業者の電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める優先接続の取扱いにおいて、電話会社固定の区分により、次の各号のいずれかの通話等区分（以下この欄において「優先接続対象区分」といいます。）について当社の事業者識別番号を指定しているとき。 ① 市内通話、県内市外通話、県間市外通話及び国際通話 ② 市内通話、県内市外通話及び県間市外通話 ③ 県内市外通話、県間市外通話及び国際通話 ④ 市内通信、県内市外通信、県間市外通信及び国際通信 ⑤ 市内通信、県内市外通信及び県間市外通信 ⑥ 県内市外通信、県間市外通信及び国際通信 (イ) そのメンバーズコードに係るフリーコールサービスⅡに係る料金等と(ア)の契約者回線に係る料金等との料金月単位での一括請求の取扱いを行っているとき。 イ アの取扱いは、優先接続対象区分について、当社の事業者識別番号を登録する旨の申込みが行われたことを当社が確認した日（以下</p>		

	<p>この欄において「申込確認日」といいます。)の属する料金月の翌料金月の初日(申込確認日の属する料金月の翌料金月の初日にフリーコールサービスⅡの提供が開始されていない場合は、フリーコールサービスⅡの提供開始日)から適用します。</p> <p>ただし、申込確認日から相当期間経過後において、優先接続対象区分について当社の事業者識別番号が登録されていないときは、アの取扱いは終了したものとします。</p> <p>ウ 当社は、優先接続対象区分について、当社の事業者識別番号の登録が解除されたことが確認できたときは、その確認ができた日の属する料金月の末日において、アの取扱いは終了したものとします。</p>																														
(3) 削除	削除																														
(4) フリーコールサービスⅣに係る付加機能使用料の適用	フリーコールサービスⅣに係る付加機能使用料は、第87条(定額利用料の支払義務)の規定にかかわらず、第3種料金着信払自動通話等用番号の割当てを行った日の属する料金月の初日から、第3種料金着信払自動通話等用番号の廃止があった日の属する料金月の末日までの期間について、付加機能使用料の支払いを要するものとします。																														
(5) 1のメンバーズコードにつき複数の追加サービスを同時利用する場合の適用の順位	<p>1のメンバーズコードにつき複数の追加サービス(フリーコールサービスⅠ又はフリーコールサービスⅡに係るものに限ります。)を同時利用する場合の適用の順位については、次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="464 943 1463 1671"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 943 659 987">順位</th> <th data-bbox="659 943 1463 987">追加サービス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 987 659 1032">1</td> <td data-bbox="659 987 1463 1032">特定通話等着信規制サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1032 659 1077">2</td> <td data-bbox="659 1032 1463 1077">電気通信番号通知要請サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1077 659 1122">3</td> <td data-bbox="659 1077 1463 1122">着信先通知サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1122 659 1167">4</td> <td data-bbox="659 1122 1463 1167">着信呼数限定サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1167 659 1211">5</td> <td data-bbox="659 1167 1463 1211">発信エリア限定サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1211 659 1256">6</td> <td data-bbox="659 1211 1463 1256">全国共通番号サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1256 659 1335">7</td> <td data-bbox="659 1256 1463 1335">受付回線設定サービス(当社が別に定めるものに限ります。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1335 659 1379">8</td> <td data-bbox="659 1335 1463 1379">接続先案内サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1379 659 1424">9</td> <td data-bbox="659 1379 1463 1424">受付先変更サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1424 659 1469">10</td> <td data-bbox="659 1424 1463 1469">着信先分配サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1469 659 1547">11</td> <td data-bbox="659 1469 1463 1547">受付回線設定サービス(適用の順位が7となるものを除きます。)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1547 659 1592">12</td> <td data-bbox="659 1547 1463 1592">広域転送サービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1592 659 1637">13</td> <td data-bbox="659 1592 1463 1637">話中時アナウンスサービス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="464 1637 659 1671">14</td> <td data-bbox="659 1637 1463 1671">発信エリア案内サービス</td> </tr> </tbody> </table>	順位	追加サービス	1	特定通話等着信規制サービス	2	電気通信番号通知要請サービス	3	着信先通知サービス	4	着信呼数限定サービス	5	発信エリア限定サービス	6	全国共通番号サービス	7	受付回線設定サービス(当社が別に定めるものに限ります。)	8	接続先案内サービス	9	受付先変更サービス	10	着信先分配サービス	11	受付回線設定サービス(適用の順位が7となるものを除きます。)	12	広域転送サービス	13	話中時アナウンスサービス	14	発信エリア案内サービス
順位	追加サービス																														
1	特定通話等着信規制サービス																														
2	電気通信番号通知要請サービス																														
3	着信先通知サービス																														
4	着信呼数限定サービス																														
5	発信エリア限定サービス																														
6	全国共通番号サービス																														
7	受付回線設定サービス(当社が別に定めるものに限ります。)																														
8	接続先案内サービス																														
9	受付先変更サービス																														
10	着信先分配サービス																														
11	受付回線設定サービス(適用の順位が7となるものを除きます。)																														
12	広域転送サービス																														
13	話中時アナウンスサービス																														
14	発信エリア案内サービス																														

2 料金額

(1) 削除

(2) Vネットサービスに係るもの

	区分	単位	料金額 (月額)
ア ダイ レク ト コ ー ル サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をした電話等契約者（カテゴリーⅠ又はカテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者に限ります。以下この表のシ欄までにおいて同じとします。）に係るVネット回線（料金表別表1に規定するVネット回線をいいます。以下この表のシ欄までにおいて同じとします。）からダイヤル操作なしでその電話等契約者が指定した特定の1の契約者回線（それぞれVネット番号（料金表別表1に規定するVネット番号をいいます。以下この表のシ欄までにおいて同じとします。）を登録しているものに限ります。）に接続するもの (商品名：ホットライン)	1契約者回線ごとに	税抜額 100円
備考	<p>(ア) 本サービスは、電話等契約者に係るVネット回線（タイプⅠに係るものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、1のVネット回線ごとに1の本サービスを提供します。</p> <p>(ウ) 本サービスを利用する場合は、通話等の接続先として指定した契約者回線以外の契約者回線へ発信することはできません。</p> <p>(エ) 通話等の接続先として指定した契約者回線等については、変更することができます。</p>		
イ # ダイ ヤ ル サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をした電話等契約者に係るVネット回線から#のダイヤルがあった場合に、その電話等契約者が指定した特定の1の契約者回線（それぞれVネット番号を登録しているものに限ります。）に接続するもの (商品名：ウォームライン)	1契約者回線ごとに	税抜額 100円
備考	<p>(ア) 本サービスは、電話等契約者に係るVネット回線（タイプⅠに係るものに限ります。）に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、1のVネット回線ごとに1の本サービスを提供します。</p> <p>(ウ) 本サービスを利用する場合は、通話等の接続先として指定した契約者回線以外の契約者回線へVネットサービスの機能により発信することができます。</p> <p>(エ) 通話等の接続先として指定した契約者回線等については、変更することができます。</p>		
ウ パ ス ワ ー ド	本サービスの利用の請求をした電話等契約者が、本サービスを利用して行う通話等を接続する回線としてあらかじめ指定した契約者回線に対して、Vネット回線からVネット番号に続いて、あらかじめ当社のサービス制御装置に登録されているパスワードの入力があった場合に、その指定された契約者回線に接続するもの	1Vネット番号ごとに	税抜額 100円

着信サービス	(商品名：VIPコール)			
	備考	(ア) 本サービスは、電話等契約者に限り提供します。 (イ) パスワードの数は、1のVネット番号ごとに1とします。 (ウ) 登録されたパスワードについては、変更することができます。		
エ	削除			
オ 番号 情報 送 出 サ ー ビ ス I		本サービスの利用の請求をした電話等契約者に係るVネット回線からVネット番号及び付加番号(以下「Vネット番号等」といいます。)をダイヤルして行われる通話等が契約者回線に着信した場合に、そのVネット番号等又は付加番号の情報を、その契約者回線に接続される端末設備に送出するもの(商品名：付加番号ダイヤルイン)	1Vネット番号ごとに	税抜額 1,000 円
	備考	本サービスは、電話等契約者に限り提供します。		
カ	削除			
キ 番号 情報 送 出 サ ー ビ ス II		本サービスの利用の請求をした電話等契約者に係るVネット回線からVネット番号等をダイヤルして行われる通話等が協定事業者の総合デジタル通信サービスに係る契約者回線等に着信した場合に、そのVネット番号等又は付加番号の情報を、その契約者回線等に接続される端末設備に送出するもの	1Vネット番号ごとに	税抜額 1,000 円
	備考	(ア) 本サービスは、電話等契約者に限り提供します。 (イ) 本サービスは、その通話等が協定事業者の総合デジタル通信サービスに係る契約者回線から発信されたときに限り提供します。		

(3) バーネットサービスに係るもの

	区分	単位	料金額 (月額)
<p>ア バ ー ネ ッ ト サ ー ビ ス</p>	<p>本サービスの利用の請求をしたカテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者、カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係る第2種一般電話等契約者又は付加機能限定電話契約者が通話等（国際通話等に限り、以下この欄において同じとします。）の発信時に主として次の機能により、番号変更等を行うもの （商品名：VIRNET）</p> <p>(1) オンネットコール機能 （商品名：オンネットコール） カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約に係る契約者回線、カテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話契約若しくは第2種一般電話等契約に係る契約者回線又はFTTH接続回線等から構成される集団（以下「閉域集団」といいます。）と外国の閉域集団に相当する集団（以下「外国側閉域集団」といいます。）相互間で、閉域集団を代表する契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はFTTH接続回線等に係る第1種一般電話等契約者、第2種一般電話等契約者又は付加機能限定電話契約者が体系的に設定した番号を使用して、通話等を行うことができるようにするもの</p>	<p>1閉域集団ごと に</p> <p>1ロケーション ごとに</p>	<p>10,000円</p> <p>2,000円</p>
<p>備考</p>	<p>(ア) 閉域集団を代表する契約者回線（移動体契約回線を除きます。）又はFTTH接続回線等（当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める音声送出装置接続回線を除きます。以下このアにおいて同じとします。）に係る第1種一般電話等契約者、第2種一般電話等契約者又は付加機能限定電話契約者に限り、1の閉域集団ごとに1の本サービスを請求することができます。</p> <p>(イ) 本サービスの請求を行うときは、1の閉域集団及びこれに対応する外国側閉域域集団（1の取扱地域について1の外国側閉域集団に限り、以下「バーネット番号等」といいます。）並びに外国側バーネット番号等（外国のバーネット番号等に相当する番号をいいます。以下同じとします。）を当社に届け出てください。</p> <p>(ウ) 当社は、本サービスの請求を承諾された者（以下「バーネット代表者」といいます。）から請求があったときは、技術上困難である場合を除き、バーネット番号等及び外国側バーネット番号等の登録の追加、抹消及び変更を行います。</p> <p>(エ) (イ)及び(ウ)の場合において、バーネット番号等又は外国側バーネット番号等を、重複して登録することはできません。</p>		

	<p>(オ) 当社は、第 18 条（当社が行う第 1 種一般電話等契約の解除）その他の規定により、バーネット代表者に係る第 1 種一般電話等契約、第 2 種一般電話等契約又は付加機能限定電話契約が解除された場合は、その解除があったときに、あるいは、その契約者回線の移転に伴い、その電話番号等が変更された場合は、その変更があったときに、バーネット代表者からその本サービスに係るバーネット番号等及び外国側バーネット番号等の登録を抹消する通知があったものとして取扱います。</p> <p>(カ) ロケーションとは、閉域集団の構成員の営業所その他の事業所であって、同一の構成（これに準ずる区域を含みます。）又は同一の建物内にあるものをいいます。</p> <p>(キ) (カ)に規定するロケーションに勤務する閉域集団の構成員及び閉域集団の構成員たる法人の役員、社員その他の使用人の居住の場所に設置された契約者回線（移動体契約回線を除きます。）並びにその者が管理し、かつ使用する移動体契約回線及び F T T H 接続回線等は、1 のロケーションごとに課される付加機能使用料の適用にあたっては、そのロケーション内に設置されているものとみなして取り扱います。</p> <p>(ク) 本サービスを利用して行った通話等の通話等料金の支払いを要する者は、バーネット代表者とします。以下この表において同じとします。</p> <p>(ケ) 当社は、バーネット代表者から請求があったときは、次に掲げる追加サービスを提供します。</p> <p>(コ) F T T H 接続回線等からの通話等料金については、契約者回線（カテゴリーⅢに係る第 1 種一般電話等契約に係るものに限ります。）からの通話等料金を適用します。</p> <p>(サ) 最終利用日から連続する 12 料金月（料金表通則に規定する料金月をいいます。以下この条において同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、電話等契約に基づく通話等が行われなかったとき、当社は、その付加機能の提供を終了します。</p> <p>(シ) 本機能を使用した閉域集団内の通話等は行うことができません。</p> <p>(ス) 削除</p>		
イ	登録回線（閉域集団を構成する契約者回線又は F T T H 接続回線等をいいます。以下この表において同じとします。）以外又は外国側登録回線（外国の登録回線に相当するものをいいます。以下同じとします。）以外の電気通信設備の通常番号又は外国側通常番号を、あらかじめ当社が別に定める番号構成に従い登録し、その登録した番号（以下「擬似バーネット番号」といいます。）により登録回線からダイヤル発信することができるもの (商品名：サブネットコール)	—	—
イ	備考	(ア) 本サービスは、バーネット代表者に限り提供します。 (イ) 1 の本サービスについて登録できる擬似バーネット番号の数は、技術上困難である場合を除き制限はありません。	
ウ	削除		
エ	削除		
オ	削除		

<p>カ 内 線 ダ イ ヤ ル イ ン サ ー ビ ス</p>	<p>そのバーネットサービスに係るF T T H接続回線等（当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める光ダイレクト接続回線、イントラネットI P電話サービス契約約款に定めるイントラネットI P電話利用回線、a uひかりビジネスサービス契約約款に定めるa uひかりビジネス接続回線又はマンションプラス電話サービス契約約款に定めるマンションプラス電話サービス利用回線に限ります。以下この欄において同じとします。）に着信（国際通話等に係る総合デジタル通信にあつては、デジタル通信モードによるものに限ります。）があつた場合に、バーネット番号の情報を、そのF T T H接続回線等に接続される構内交換設備等の端末設備に送出するもの （商品名：V I R N E Tダイヤルイン）</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>備 考</p>	<p>（ア） 本サービスは、バーネット代表者に限り提供します。 （イ） 当社は、本サービスの請求を承諾したときは、本サービスに係るバーネット番号を登録します。 （ウ） 当社は、バーネット代表者から請求があつたときは、技術上困難である場合を除き、本サービスに係るバーネット番号の登録の追加、抹消又は変更を行います。</p>		

(4) フリーコールサービスに係るもの

	区分	単位	料金額 (月額)										
ア フ リ ー コ ー ル サ ー ビ ス I	<p>任意の電気通信回線（当社が別に定めるものに限ります。以下、本表において同じとします。）又は任意の他社公衆電話の電話機等から、通常桁数（事業者識別番号を含め、12桁のものとし、ます。）のメンバーズコードをダイヤルして行われる通話等を、本サービスの利用の請求をした電話等契約者（カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者又は付加機能限定電話契約者（当社の光ダイレクトサービス契約約款に定めるクラウドオートコール契約者を除きます。）をいいます。以下この表のイ欄までにおいて同じとします。）が指定した特定の電気通信回線（当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める音声送出装置接続回線を除きます。）へ接続し、かつ、その通話等料金を本サービスの利用の請求をした電話等契約者に課金するもの （商品名：KDDIフリーコールサービス）</p>	—	—										
備考	<p>(ア) 電話等契約者が、本サービスを利用して行う通話等を接続する電気通信回線として本人名義以外の電気通信回線を指定する場合は、その電気通信回線の契約者が同意し、かつ、当社の業務の遂行上支障がないときに限り提供します。</p> <p>(イ) 電話等契約者は、本サービスを利用して行う通話等を接続する電気通信回線としてFTTH接続回線等を指定したときは、次表のとおり、本サービスを利用して行った通話等の通話等料金の支払いを要します。</p>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="293 1272 986 1317">区分</th> <th data-bbox="986 1272 1481 1317">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="293 1317 986 1406">契約者回線（移動体契約回線を除きます。）から行う場合</td> <td data-bbox="986 1317 1481 1406">180秒までごとに税抜額8円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1406 986 1451">携帯契約回線から行う場合</td> <td data-bbox="986 1406 1481 1451">30秒までごとに税抜額10円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1451 986 1496">PHS契約回線から行う場合</td> <td data-bbox="986 1451 1481 1496">60秒までごとに税抜額15円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="293 1496 986 1532">任意の他社公衆電話の電話機等から行う場合</td> <td data-bbox="986 1496 1481 1532">60秒までごとに税抜額27円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	料金額	契約者回線（移動体契約回線を除きます。）から行う場合	180秒までごとに税抜額8円	携帯契約回線から行う場合	30秒までごとに税抜額10円	PHS契約回線から行う場合	60秒までごとに税抜額15円	任意の他社公衆電話の電話機等から行う場合	60秒までごとに税抜額27円
区分	料金額												
契約者回線（移動体契約回線を除きます。）から行う場合	180秒までごとに税抜額8円												
携帯契約回線から行う場合	30秒までごとに税抜額10円												
PHS契約回線から行う場合	60秒までごとに税抜額15円												
任意の他社公衆電話の電話機等から行う場合	60秒までごとに税抜額27円												
	<p>(ウ) 当社は、1の本サービスごとに1のメンバーズコードを定め、電話等契約者にお知らせします。</p> <p>(エ) 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メンバーズコードを変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを本サービスの利用の請求をした電話等契約者にお知らせします。</p> <p>(オ) 本サービスを利用して行った通話等の通話等料金の支払いを要する者は、本サービスの利用の請求をした電話等契約者とし、ます。以下この表において同じとします。</p> <p>(カ) 当社は、FTTH接続回線等からメンバーズコードをダイヤルして行われる通話等について、契約者回線からメンバーズコードをダイヤルして行われる通話等とみなした場合に適用される通話等の料金を適用します。</p> <p>(キ) 当社は、本サービスを利用している電話等契約者（以下「フリーコールサービスI利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のオ欄か</p>												

	<p>らコ欄に掲げる追加サービスを提供します。 (ク) メンバースコードの指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>												
イ フ リ ー コ ー ル サ ー ビ ス Ⅱ	<p>任意の電気通信回線又は任意の他社公衆電話の電話機等から、短桁数（事業者識別番号又はサービス識別番号（番号規則の規定により当社が指定を受けた電気通信事業者が付加的な機能を用いて提供する電気通信役務の内容を識別するための電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を含め、7桁から11桁までのものとします。）のメンバースコードをダイヤルして行われる通話等を、本サービスの利用の請求をした電話等契約者が指定した特定の電気通信回線へ接続し、かつ、その通話等料金を本サービスの利用の請求をした電話等契約者に課金するもの</p> <p>(1) タイプⅠのもの (商品名：フリーコールDX)</p> <p>(ア) メンバースコードの桁数が7桁のもの</p> <p>(イ) メンバースコードの桁数が8桁のもの</p> <p>(ウ) メンバースコードの桁数が9桁のもの</p> <p>(エ) メンバースコードの桁数が10桁のもの</p> <p>(オ) メンバースコードの桁数が11桁のもの</p> <p>(2) タイプⅡのもの (商品名：フリーコールS)</p>	<p>1メンバースコードごとに</p> <p>1メンバースコードごとに</p> <p>1メンバースコードごとに</p> <p>1メンバースコードごとに</p> <p>1メンバースコードごとに</p> <p>1メンバースコードごとに</p>	<p>税抜額 100,000 円</p> <p>税抜額 50,000 円</p> <p>税抜額 8,000 円</p> <p>税抜額 2,000 円</p> <p>税抜額 1,500 円</p> <p>税抜額 1,000 円</p>										
備考	<p>(ア) 電話等契約者が、本サービスを利用して行う通話等を接続する電気通信回線として本人名義以外の電気通信回線を指定する場合は、その電気通信回線の契約者が同意し、かつ、当社の業務の遂行上支障がないときに限り提供します。</p> <p>(イ) 電話等契約者は、本サービスを利用して行う通話等を接続する電気通信回線としてF T T H接続回線等を指定したときは、次表のとおり、本サービスを利用して行った通話等の通話等料金の支払いを要します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約者回線（移動体契約回線を除きます。）から行う場合</td> <td>180秒までごとに税抜額8円</td> </tr> <tr> <td>携帯契約回線から行う場合</td> <td>30秒までごとに税抜額10円</td> </tr> <tr> <td>PHS契約回線から行う場合</td> <td>60秒までごとに税抜額15円</td> </tr> <tr> <td>任意の他社公衆電話の電話機等から行う場合</td> <td>60秒までごとに税抜額27円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(ウ) 当社は、1の本サービスごとに1のメンバースコードを定め、電話等契約者にお知らせします。</p>			区分	料金額	契約者回線（移動体契約回線を除きます。）から行う場合	180秒までごとに税抜額8円	携帯契約回線から行う場合	30秒までごとに税抜額10円	PHS契約回線から行う場合	60秒までごとに税抜額15円	任意の他社公衆電話の電話機等から行う場合	60秒までごとに税抜額27円
区分	料金額												
契約者回線（移動体契約回線を除きます。）から行う場合	180秒までごとに税抜額8円												
携帯契約回線から行う場合	30秒までごとに税抜額10円												
PHS契約回線から行う場合	60秒までごとに税抜額15円												
任意の他社公衆電話の電話機等から行う場合	60秒までごとに税抜額27円												

	<p>(エ) 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、メンバーズコードを変更することがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを本サービスの利用の請求をした電話等契約者にお知らせします。</p> <p>(オ) 本サービスを利用して行った通話等の通話等料金の支払いを要する者は、本サービスの利用の請求をした電話等契約者とします。以下この表において同じとします。</p> <p>(カ) 当社は、F T T H接続回線等又はa u契約者回線（当社の光ダイレクトサービス契約約款に規定するa uオフィスナンバーサービスに係るものに限ります。）からメンバーズコードを指定して行われる通話等（当社の光ダイレクトサービス契約約款に規定する「a u音声通信」の部分を除きます。）について、契約者回線からメンバーズコードをダイヤルして行われる通話等とみなした場合に適用される通話等の料金を適用します。</p> <p>(キ) 当社は、本サービスを利用している電話等契約者（以下「フリーコールサービスⅡ利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のカ欄からノ欄及びヘ欄からマ欄に掲げる追加サービスを提供します。</p> <p>(ク) 当社は、(キ)の規定にかかわらず、タイプⅡに係るフリーコールサービスⅡ利用者から請求があったときは、この表のカ欄、キ欄、サ欄、シ欄、ヘ欄及びホ欄に掲げる追加サービスに限り提供します。</p> <p>(ケ) フリーコールサービスⅡ利用者は、フリーコールサービスⅡのタイプの変更の請求をすることができます。この場合において、そのタイプの変更は、請求のあった日の属する料金月の当社が指定する日からとします。</p> <p>(コ) メンバーズコードの指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
ウ フ リ ー コ ー ル サ ー ビ ス Ⅲ	<p>特定のF T T H接続回線等（光ダイレクトサービス契約約款又はイントラネットIP電話サービス契約約款（以下あわせてこのウにおいて「特定約款」といいます。）に定める光ダイレクト接続回線又はイントラネットIP電話利用回線であって、本サービスを利用している電話等契約者（以下「フリーコールサービスⅢ利用者」といいます。）名義のものに限ります。以下このウにおいて「転送元回線」といいます。）から、そのフリーコールサービスⅢ利用者が備考(イ)に基づき割り当てを受けたメンバーズコードをあて先として、特定約款に定める着信転送サービスを利用して転送され、本サービスに係る電気通信設備（以下このウにおいて「本設備」といいます。）に着信した通話等について、備考(エ)欄に定める付加機能（以下「追加機能」といいます。）を適用するもの</p>	1メンバーズコードごとに	税抜額 1,500 円
備考	<p>(ア) 本サービスは、付加機能限定電話契約者（特定約款に定める光ダイレクト電話契約者（クラウドオートコール契約者を除きます。）又はイントラネットIP電話契約者である者）に限ります。）から請求があった場合に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、1の本サービスごとに1のメンバーズコードを定め、電話等契約者にお知らせします。</p> <p>(ウ) 当社は、転送元回線に着信する通話等をフリーコールサービスⅢに係る第</p>		

	<p>1種料金着信払自動通話等とみなして取り扱います。ただし、当社又は協定事業者が当該通話等の発信について、その契約約款等に基づき行う料金の適用その他の取扱いについては、その契約約款等に定めるとおりとします。</p> <p>(エ) 当社は、フリーコールサービスⅢ利用者から請求があったときは、この表のカ欄、キ欄、ク欄、ケ欄、サ欄、ス欄、セ欄、ソ欄、ツ欄、ネ欄及びヘ欄に掲げる追加サービスを提供します。この場合、当社は、フリーコールサービスⅢに係る第1種料金着信払自動通話等に基づきその追加機能を提供します。</p> <p>(オ) (エ)に定める追加サービスの適用による着信先の電気通信回線は、番号規則第9条第1項第1号又は第10条第2号に規定する電気通信番号(当社の契約約款に基づき当社が定めたもの)に限ります。)</p> <p>(カ) その他本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
<p>エ フ リ ー コ ー ル サ ー ビ ス Ⅳ</p>	<p>第3種料金着信払自動通話等用番号(その通話等料金を対話者側で支払うことを条件として自動通話等(総合デジタル通信にあっては、通話モードによるもの)に限ります。)を請求するための番号をいいます。以下同じとします。)をダイヤルして行われる通話等を、本サービスの利用の請求をした電話等契約者(カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約者、カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係る第2種一般電話等契約者又は付加機能限定電話契約者(当社の光ダイレクトサービス契約約款に定めるクラウドオートコール契約者を除きます。))に限ります。以下この欄において同じとします。)に係る契約者回線(カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係るもの)に限ります。以下この欄において同じとします。)又はFTTH接続回線等(当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める音声送出装置接続回線を除きます。以下このエにおいて同じとします。)に接続し、かつその通話等料金を本サービスの利用の請求をした電話等契約者に課金するもの</p> <p>(商品名: KDDIワールドフリーフォン)</p> <p>第3種料金着信払自動通話等用番号に係る外国側の電気通信事業者</p> <p>(1) (2)以外のもの</p> <p>(2) M800 Limited</p>	<p>第3種料金着信払自動通話等用番号ごとに</p> <p>第3種料金着信払自動通話等用番号ごとに</p>	<p>—</p> <p>8,000円</p>

備考	<p>(ア) 当社は、1の本サービスの利用の請求をした電話等契約者に係る電気通信回線（協定事業者が提供する代表取扱サービスを利用している場合は、それぞれ1の契約者回線とみなします。）につき、取扱地域に係る外国側の電気通信事業者ごとに1の第3種料金着信払自動通話等用番号を割り当てます。</p> <p>(イ) 本サービスに係る電話番号等の変更はできません。</p> <p>(ウ) 利用期間は1月（利用開始の日の翌日からその翌月の利用開始の日に相当する日（利用開始の日に相当する日がないときは、その月の末日とします。）までの期間をいいます。）以上とします。</p> <p>(エ) 本サービスの利用を請求した電話等契約者は、本サービスに係る電気通信回線がF T T H接続回線等のときは、外国からF T T H接続回線等に着信する通信について、契約者回線から当該国にあてる一般自動通話とみなした場合に適用される自動通話の料金額の支払いを要します。</p> <p>(オ) 当社は、本サービスを利用している電話等契約者（以下「フリーコールサービスⅣ利用者」といいます。）から請求があったときは、以下この表のハ欄からフ欄に掲げる追加サービスを提供します。</p> <p>(カ) その他本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
オ カ ス タ マ ア ナ ウ ン ス サ ー ビ ス Ⅰ	<p>第1種料金着信払自動通話等の請求者に対して、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅠ利用者が作成し、あらかじめ当社の音声応答装置に登録したメッセージを自動的に送出するもの （商品名：カスタマアナウンス）</p>	1メンバーズ コードごとに	税抜額 700 円
備考	<p>(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅠ利用者だけに提供します。</p> <p>(イ) 登録メッセージの作成方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
カ 発 信 エ リ ア 限 定 サ ー ビ ス	<p>第1種料金着信払自動通話等を、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者（フリーコールサービスⅠ利用者、フリーコールサービスⅡ利用者又はフリーコースサービスⅢ利用者をいいます。以下この表において同じとします。）があらかじめ指定した発信地域から行われたものに限り接続するもの （商品名：発信エリア限定）</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>(イ) フリーコールサービスⅡ（タイプⅠのものに限ります。）又はフリーコースサービスⅢ</p>	1メンバーズ コードごとに —	税抜額 500 円 —

	に係るもの		
備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービス利用者（フリーコールサービスⅠ利用者、フリーコールサービスⅡ利用者（タイプⅠに係る者に限り）又はフリーコールサービスⅢ利用者に限り）に限り提供します。 (イ) 発信地域の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
キ	第1種料金着信払自動通話等を、その第1種料金着信払自動通話等が発信される時間帯、曜日又は日付に応じて、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ指定した特定の電気通信回線へ接続するもの (商品名：受付先変更) (1) コースⅠのもの (2) コースⅡのもの	1メンバーズ コードごとに —	税抜額 500 円 —
備考	(ア) 本サービスのうち、コースⅠはフリーコールサービスⅠ利用者、フリーコールサービスⅡ利用者又はフリーコールサービスⅢ利用者に限り、コースⅡはフリーコールサービスⅡ利用者又はフリーコールサービスⅢ利用者に限り提供します。 (イ) 発信時間帯の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
ク	第1種料金着信払自動通話等を、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ指定した着信回数の割合で振り分け、当該フリーコールサービス利用者があらかじめ指定した複数の電気通信回線へ接続するもの (商品名：着信先分配) (ア) (イ)以外のもの (イ) フリーコールサービスⅡ（タイプⅡのものを除きます。）又はフリーコースサービスⅢに係るもの	1メンバーズ コードごとに —	税抜額 500 円 —
備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービス利用者（タイプⅡに係るフリーコールサービスⅡ利用者を除きます。以下この表のコ欄までにおいて同じとします。）に限り提供します。 (イ) 着信回数割合の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
ケ	第1種料金着信払自動通話等を、その第1種料金着信払自動通話等が発信される地域に応じて本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ指定した特定の電気通信回線へ接続するもの (商品名：ユニバーサル)	1メンバーズ コードごとに	税抜額 500 円
全国 共通			

番号サービス	備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービス利用者（タイプⅡに係る者を除きます。）に限り提供します。 (イ) 発信地域の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
コ	削除		
サ	特定通話等	本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅡ利用者があらかじめ指定したところに基づき、移動体契約回線又は公衆電話の電話機から発信された第1種料金着信払自動通話等を特定の電気通信回線に着信することができないようにするもの (商品名：発信許容端末選択)	—
着信規制サービス	備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者又はフリーコールサービスⅢ利用者に限り提供します。 (イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
シ	エリア案内サービス	1種料金着信払自動通話等の対話者に対して、その通話等が発信された地域名を案内するもの (商品名：発信エリア案内)	—
ス	カスタマアナウンス	第1種料金着信払自動通話等の請求者に対して、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者が作成し、あらかじめ当社の音声応答装置に登録したメッセージを自動的に送出するもの (1) コースⅠ 最大20アナウンスまでのもの (商品名：カスタマアナウンス) (2) コースⅡ 最大5アナウンスまでのもの (商品名：カスタマアナウンスライト)	1メンバーズコードごとに 1メンバーズコードごとに
サ	備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者（タイプⅡに係る者を除きます。）又はフリーコールサービスⅢ利用者に限り提供します。	
			税抜額 3,000 円 税抜額 1,000 円

ビスⅡ		(イ) コースⅠとコースⅡを重複して利用することはできません。 (ウ) 登録メッセージの作成方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
セ	第1種料金着信払自動通話等であって、同時に着信する料金着信払自動通話等を、発信時間等に応じて、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ指定した方法により振り分け、当該フリーコールサービス利用者があらかじめ指定した特定の電気通信回線へ接続するもの (商品名：受付回線設定)	—		—
サービス	備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。)又はフリーコールサービスⅢ利用者に限り提供します。 (イ) 同時着信通話等の振り分け方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
ソ	第1種料金着信払自動通話等が接続される特定の電気通信回線が話中時に、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ指定した時間まで保留し、話中終了時点で、保留時間の長い第1種料金着信払自動通話等から順次当該フリーコールサービスⅡ利用者があらかじめ指定した特定の電気通信回線へ接続するもの (商品名：待ち合わせ接続)	1メンバーズコードごとに		税抜額 500円
サービス	備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。)又はフリーコールサービスⅢ利用者であって、受付回線設定サービスを利用している者に限り提供します。 (イ) 保留時間の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
タ	第1種料金着信払自動通話等が接続される特定の電気通信回線が話中又は無応答時に、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ転送先として指定した特定の電気通信回線へ接続するもの (商品名：広域転送)	1メンバーズコードごとに		税抜額 500円
サービス	備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。)に限り提供します。 (イ) 転送先の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
チ	第1種料金着信払自動通話等を、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ指定した着信呼数の上限に達するまで接続するもの (商品名：着信数限定)	—		—
着信呼数限	備考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。)に限り提供します。		

定 サ ー ビ ス	(イ) 着信呼数の上限の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
ツ 接 続 先 案 内 サ ー ビ ス	第1種料金着信払自動通話等の請求者に対して、本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者があらかじめ当社の装置に登録した選択番号等の接続先案内を行い、請求者が当該案内に基づき選択番号を追加ダイヤルすることにより、当該フリーコールサービス利用者があらかじめ指定した特定の電気通信回線へ接続するもの (商品名：接続先案内)	1メンバーズ コードごとに	税抜額 500 円
備 考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。)又はフリーコールサービスⅢ利用者に限り提供します。 (イ) 選択番号等の登録方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
テ ト	削除 削除		
ナ 話 中 時 ア ナ ウ ン ス サ ー ビ ス	第1種料金着信払自動通話等が接続される特定の電気通信回線が話中又は無応答時に、当該通話等の請求者に対して、あらかじめ当社の音声応答装置に登録したメッセージを自動的に送出するもの (商品名：話中無応答時アナウンス)	—	—
備 考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。以下この欄において同じとします。)に限り提供します。 (イ) 本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅡ利用者は、カスタマアナウンスサービスⅡを利用して作成した本サービスに係るメッセージを当社の音声応答装置に登録することができます。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
ニ ダ イ ヤ ル 番 号 通 知 サ ー	第1種料金着信払自動通話等を接続する契約者回線に係る総合デジタル通信設備に、当該通話等に係るメンバーズコードの情報を送出するもの (商品名：ダイヤル番号通知)	1メンバーズ コードごとに	税抜額 500 円
備 考	(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。)に限り提供します。 (イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		

ビ ス			
ヌ	削除		
ネ	第1種料金着信払自動通話等の請求者に対して、あらかじめ当社の音声応答装置に登録したメッセージを自動的に送付するもの (商品名：着信先通知)	1メンバーズ コードごとに	税抜額 500 円
着 信 先 通 知 サ ー ビ ス	備考 (ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。以下この欄において同じとします。)又はフリーコールサービスⅢ利用者 に限り提供します。 (イ) 本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅡ利用者又はフリー コールサービスⅢ利用者は、カスタマアナウンスサービスⅡを利用して作成し た本サービスに係るメッセージを当社の音声応答装置に登録することができます。 (ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
ノ	待合せ接続サービスにより保留されていた第1種料金着信払自動通話等を接続するときに、第1種料金着信払自動通話等の対話者に対して、その第1種料金着信払自動通話等が待合せ接続サービスにより保留されていたことを通知するもの (商品名：待ち合わせ呼通知)	1メンバーズ コードごとに	税抜額 500 円
待 合 せ 接 続 通 知 サ ー ビ ス	備考 (ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者(タイプⅡに係る者を除きます。)であって、待合せ接続サービスを利用している者に限り提供します。 (イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
ハ	本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅣ利用者が第3種料金着信払自動通話等用番号にかえて、世界共通料金着信払自動通話等用番号を利用してフリーコールサービスⅣを利用できるもの (商品名：ユニバーサルフリーナンバー)	—	—
ユ ニ バ ー サ ル フ リ ー ナ ン バ ー サ ー	備考 (ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅣ利用者に限り提供します。 (イ) 世界共通料金着信払自動通話等用番号は、第3種料金着信払自動通話等用番号を2取扱地域以上登録するフリーコールサービスⅣ利用者に限り登録できます。		

ビ ス			
ヒ 着 信 転 送 サ ー ビ ス	<p>本邦に着信する第3種料金着信払自動通話等を本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅣ利用者があらかじめ指定した他の電気通信設備に自動的に転送し、又は当社交換設備において着信を規制する機能であって、次の3つの種類があるもの (商品名：着信転送サービス)</p> <p>(1) 固定転送機能 着信転送サービスの利用の承諾を受けた者があらかじめ登録した転送先（本サービスにより転送される通話等の相手先の電気通信設備をいいます。以下この表において同じとします。）及び転送時間帯（その転送を行う時間帯をいいます。以下この表において同じとします。）に基づき、転送するもの</p> <p>(2) 随時転送機能 契約者回線（移動体契約回線を除きます。）、F T T H接続回線等又は他社公衆電話の電話機等（以下この表において「指定用回線等」といいます。）から送出する指示に基づいて転送先を指定し、変更し、又は解除するもの</p> <p>(3) 随時着信規制機能 指定用回線等から送出する指示に基づいて、随時に第3種料金着信払自動通話等の着信を規制し、又は規制を解除するもの</p>	—	—
備 考	<p>(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅣ利用者に限り提供します。</p> <p>(イ) この表のフ欄に規定する着信時間帯指定サービスの提供を同時に受けることはできません。</p> <p>(ウ) 随時転送機能は、固定転送機能に係る登録を行っている場合に限って利用できます。</p> <p>(エ) 本サービスによる転送先は、本邦内の電気通信設備に限ります。</p> <p>(オ) 転送先の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
フ 着 信 時 間 帯 指 定 サ	<p>本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅣ利用者に係る契約者回線（カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係るものに限ります。以下この欄において同じとします。）又はF T T H接続回線等に着信する第3種料金着信払自動通話等を着信する時間帯により当社交換設備において規制する機能であって、次の2つの種類があるもの (商品名：着信時間帯指定サービス)</p>	—	—

 ビ ス	<p>(1) 固定着信時間帯指定機能 フリーコールサービスⅣ利用者があらかじめ登録した着信指定時間帯（第3種料金着信払自動通話等を着信させる時間帯をいいます。以下この表において同じとします。）に限り第3種料金着信払自動通話等を着信させるもの</p> <p>(2) 随時着信規制機能 指定用回線等から送出する指示に基づいて、随時に第3種料金着信払自動通話等の着信を規制し、又は規制を解除するもの</p>		
備考	<p>(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅣ利用者に限り提供します。</p> <p>(イ) この表のヒ欄に規定する着信転送サービスの提供を同時に受けることはできません。</p> <p>(ウ) 本サービスに係る随時着信規制機能は、固定着信時間帯指定機能に係る登録を行っている場合に限り利用できます。</p> <p>(エ) 着信時間帯の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
へ 電 気 通 信 番 号 通 知 要 請 サ ー ビ ス	<p>本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者が指定した特定の電気通信回線へ発信電気通信番号が通知されない第1種料金着信払自動通話等に対して、その発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答するもの (商品名：番号通知リクエスト)</p>	1メンバーズ コードごとに	税抜額 1,000 円
備考	<p>(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者又はフリーコールサービスⅢ利用者に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、発信電気通信番号を通知してかけ直してほしい旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(ウ) 本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービスⅡ利用者（タイプⅡに係る者を除きます。）又はフリーコールサービスⅢ利用者は、カスタマアナウンスサービスⅡを利用して作成した本サービスに係る案内により自動的に応答させることができます。</p> <p>(エ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
ホ 迷 惑 電 話 撃 退 サ ー ビ ス	<p>本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者が指定した特定の電気通信回線において、直前に着信した特定の電気通信番号を迷惑電話として登録することにより、その登録以降、当該電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの (商品名：迷惑電話撃退（通常版）)</p>	1メンバーズ コードごとに	税抜額 1,000 円
備考	<p>(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者（タイプⅡに係る者に限り提供します。）に限り提供します。</p>		

ビス I	<p>(イ) この表のマ欄に規定する迷惑電話撃退サービスⅡの提供を同時に受けることはできません。</p> <p>(ウ) 当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(オ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
マ 迷 惑 電 話 撃 退 サ ー ビ ス Ⅱ	<p>本サービスの利用の請求をしたフリーコールサービス利用者が当社が別に定める方法による自営端末設備からの登録操作等を行うことにより、あらかじめ登録した特定の電気通信番号からの着信に対して、おことわりする旨の案内により自動的に応答するもの (商品名：迷惑電話撃退スーパー)</p>	1メンバーズ コードごとに	税抜額 30,000 円
備 考	<p>(ア) 本サービスは、フリーコールサービスⅡ利用者（タイプⅡに係る者を除きます。）に限り提供します。</p> <p>(イ) この表のホ欄に規定する迷惑電話撃退サービスⅠの提供を同時に受けることはできません。</p> <p>(ウ) 当社は、おことわりする旨の案内により自動的に応答する通信について、着信した時刻から一定時間経過後、その通信を打ち切ります。</p> <p>(エ) 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p> <p>(オ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		

- (5) 削除
- (6) 削除
- (7) 削除
- (8) 削除
- (9) 削除

(10) S ネットサービスに係るもの

	区分	単位	料金額 (月額)
S ネ ッ ト サ ー ビ ス	本サービスの利用の請求をした電話等契約者 (カテゴリーⅠ若しくはカテゴリーⅡに係る第 1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契 約者に限ります。以下この欄において同じとし ます。)がその契約者回線(カテゴリーⅠ若しく はカテゴリーⅡに係る第1種一般電話等契約に 係るものであって、Vネットサービスに係るも のを除きます。)からスピードナンバー(当社が 別に定める基準に適合するものに限ります。)を ダイヤルして行われる通話等を、そのスピー ドナンバーに対応する特定の契約者回線へ接続す るもの (商品名: KDDI 広域短縮サービス)	—	—
備 考	<p>(ア) 本サービスは、電話等契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 本サービスの提供を受けている契約者回線は、Vネットサービスの提供を受けるとはできません。</p> <p>(ウ) 本サービスの利用の請求をするときは、スピードナンバー及びその請求に係る契約者回線から発信する場合の最大ダイヤル桁数を指定し、当社に届け出ていただきます。</p> <p>(エ) スピードナンバーは、着信先の契約者回線がVネット回線(料金表別表1に規定するVネット回線をいいます。)の場合は、その電話等契約の名義が本サービスの利用の請求をした電話等契約者の本人名義のものを除いて付与できるものとします。</p> <p>(オ) 本サービスの利用の請求があった場合において、その請求に係るスピードナンバーの数が当社が別に定める数を超えるときは、第64条(付加機能の提供)の規定にかかわらず、その請求は承諾しないものとします。</p> <p>(カ) 本サービスに係る電話等契約者は、スピードナンバーの変更又は本サービスに係る契約者回線から発信する場合の最大ダイヤル桁数の変更の請求をすることができます。</p> <p>(キ) 当社は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、スピードナンバーを変更していただくことがあります。この場合には、あらかじめ、そのことを本サービスの利用の請求をした電話等契約者にお知らせします。</p>		

(11) 特定通話等規制サービスに係るもの

区分		単位	料金額（月額）
ア	本サービスの利用の請求をした一般電話等契約者が利用できる事業者識別番号の中から当該一般電話等契約者があらかじめ指定した事業者識別番号を使用して、当該一般電話等契約に係る契約者回線から国内通話等以外の通話等であって、当社が別に定めるものを行うことができないようにするもの （商品名：国際利用休止）	—	—
特定通話等発信規制サービスⅠ	備考 （ア） 本サービスは、一般電話等契約者に限り提供します。 （イ） 当社は、契約者回線に係る電話番号等が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。 （ウ） 本サービスを利用する場合、データ送受信サービス契約約款に規定する通信（当社が別に定めるものに限ります。）を利用することができなくなることがあります。 （エ） 前項に規定する場合のほか、LTE約款又はWIN約款に規定するau国際通話利用規制の適用を受ける契約者回線について、本サービスを適用します。 （オ） 契約者回線の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
イ	削除		
ウ	本サービスの利用の請求をした一般電話等契約者（Vネットサービスに係る第1種一般電話等契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）が利用できる事業者識別番号の中から当該一般電話等契約者があらかじめ指定した事業者識別番号を使用して、当該一般電話等契約に係る契約者回線（移動体契約回線又はVネットサービスに係るものを除きます。以下この欄において同じとします。）から国際通話等以外の通話等であって、当社が別に定めるものを行うことができないようにするもの （商品名：国内利用休止）	—	—
特定通話等発信規制サービスⅢ	備考 （ア） 本サービスは、一般電話等契約者に限り提供します。 （イ） 当社は、契約者回線に係る電話番号等が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。 （ウ） 本サービスを利用する場合、データ送受信サービス契約約款に規定する通信（当社が別に定めるものに限ります。）を利用することができなくなることがあります。 （エ） 契約者回線の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。		
エ	削除		
オ	本サービスの利用の請求をした電話等契約者（クレジット電話等契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）があらかじめ指定	—	—
特			

定 通 話 等 着 信 規 制 サ ー ビ ス	した特定の契約者回線へ着信する当社が別に定める通話等を行うことができないようにするもの		
	備考	<p>(ア) 本サービスは、電話等契約者に限り提供します。</p> <p>(イ) 当社は、契約者回線に係る電話番号等が変更となった場合は、本サービスを廃止したものとして取り扱います。</p> <p>(ウ) 契約者回線の指定方法等本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>	

(12) その他のもの

区分		単位	料金額（月額）
ア	削除		
イ	削除		
ウ	削除		
エ	削除		
オ	削除		
カ	本サービスの利用の請求をした電話等契約者（カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約に係る第1種一般電話等契約者、カテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係る第2種一般電話等契約者又は付加機能限定電話契約者に限ります。以下この欄において同じとします。）があらかじめ指定した特定の契約者回線（カテゴリーⅠに係る第1種一般電話等契約、カテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話等契約又はカテゴリーⅢに係る第2種一般電話等契約に係るもの）に限り、以下この欄において同じとします。）又はF T T H接続回線等（当社の光ダイレクトサービス契約約款に定める音声送出装置接続回線を除きます。以下このカにおいて同じとします。）からの通話等（総合デジタル通信にあっては、通話モードによるものに限ります。）の通話等料金をその電話等契約者に課するもの（商品名：サードパーティーダイヤル）	—	—
備考	<p>(ア) 本サービスは、電話等契約者に限り提供します。 ただし、その電話等契約者が、バーネットサービスを利用している場合は、本サービスを利用することはできません。</p> <p>(イ) F T T H接続回線等からの通話等料金については、契約者回線（カテゴリーⅢに係る第1種一般電話等契約に係るもの）に限り適用します。</p> <p>(ウ) 削除</p> <p>(エ) 契約者回線又はF T T H接続回線等の登録方法等その他本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。</p>		
キ	削除		
ク	別表3に規定する電気通信事業者が提供する海外ローミング機能又は海外ローミング転送機能により転送された通話等（総合デジタル通信にあっては、通話モードによるもの）を外国に所在する特定端末設備（別表3に規定する電気通信事業者が定める端末設備をいいます。以下この欄において同じとします。）に着信するもの	—	—
備考	<p>(ア) 本サービスは、特定第1種一般電話契約者（カテゴリーⅢに係る特定第1種一般電話等契約に係る者）に限り、又は特定第2種一般電話契約者が別に</p>		

サービス	<p>定める電気通信事業者が提供する海外ローミング機能を利用できる場合に限り提供します。</p> <p>(イ) 電話等契約者は、国際ローミング着信自動通話等について、別に定める電気通信事業者が測定した通話等時間と料金表第2（通話等料金）の規定とに基づいて算定した通話等料金の支払いを要します。</p> <p>(ウ) 国際ローミング着信自動通話等の料金に関するその他の取扱いについては、この料金表の規定にかかわらず、別表3に規定する電気通信事業者の契約約款及び料金表に規定するところによります。</p>
ケ	削除
コ	削除

第4 削除

第5 契約料

1 適用

契約料の適用については、第89条（契約料の支払義務）の規定によるものとします。

2 料金額

区分	単位	料金額
契約者回線（バーネット代表者に係るものに限ります。）に係るもの	1 契約者回線ごとに	税抜額 800 円

第6 工事費

1 適用

工事費の適用については、第90条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

工事費の適用	
(1) 工事費の適用	工事費は、工事を要することとなる、料金表別表1に規定するVネットサービスの機能又は料金表第3（付加機能使用料）に規定する付加機能ごとに適用します。
(2) 同時に2以上の工事を施工する場合の工事費の適用	1の電話等契約者からの申込み又は請求により、同時に2以上の工事を施工する場合は、1のVネットサービスの機能又は1の付加機能ごとに、それらの工事費のうち、1の工事の工事費（工事費の額が異なるときは、最高額のものとしします。）を適用します。 ただし、次に掲げる工事については、当該工事の部分に関してのみ、同時工事の減額適用はないものとしします。 ア フリーコールサービスⅡに係る工事 イ フリーコールサービスⅢに係る工事
(3) 削除	削除
(4) Vネットサービスの区別の変更の工事費の適用	区別の変更の場合の工事費は、変更後の区別に対応する設備に関する工事について適用します。
(5) Vネットサービスの機能又は付加機能の利用等の場合の工事費の適用	Vネットサービスの機能又は付加機能の利用等の場合の工事費は、Vネットサービスの機能又は付加機能の利用に係る請求その他の変更等に関する工事について、適用します。
(6) 同一のメンバーズコードについて同時に2以上の工事を施行する場合の工事費の適用	同一のメンバーズコードについて同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事費のうち、1の工事の工事費（工事費の額が異なるときは、最高額のものとしします。）を適用します。 ただし、フリーコールサービスⅡ又はフリーコールサービスⅢに係る工事については、この限りではありません。
(7) 接続休止があったVネットサービス又は付加機能を再開する場合の工事費の適用	接続休止があったVネットサービス又は付加機能を再開する場合は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事費の支払いを要しません。

2 料金額

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) Vネットサービスの機能に係るもの

ア Vネットサービスの利用の開始、Vネットサービスの区別の変更、利用の一時中断の再開等に関する工事

区分	単位	料金額
タイプⅠに係るもの	1 契約者回線ごとに	税抜額 1,000 円
タイプⅡに係るもの	1 契約者回線ごとに	税抜額 200 円

イ 最大ダイヤル桁数の変更に関する工事（Vネットサービスに係るものに限ります。）

区分	単位	料金額
タイプⅠに係るもの	1 契約者回線ごとに	税抜額 1,000 円
タイプⅡに係るもの	1 契約者回線ごとに	税抜額 200 円

ウ Vネット番号の登録

区分	単位	料金額
Vネットサービス（料金表別表1のサブネットコール機能に係るものに限ります。）	1 Vネット番号ごとに	税抜額 100 円

エ Vネット番号の変更

区分	単位	料金額
Vネットサービス	1 Vネット番号ごとに	税抜額 100 円

- (5) 付加機能に係るもの

付加機能の利用の開始、利用の一時中断の再開又は接続する契約者回線の変更等に関する工事

ア Vネットサービスに係るもの

区分	単位	料金額
(ア) ダイレクトコールサービス（Vネットサービスの利用の開始と同時に利用を開始する場合があります。）	1 契約者回線ごとに	税抜額 1,000 円
(イ) #ダイヤルサービス	1 契約者回線ごとに	税抜額 200 円
(ウ) パスワード着信サービス	1 Vネット番号ごとに	税抜額 200 円
(エ) 削除	削除	削除
(オ) 番号情報送付サービス	1 Vネット番号ごとに	税抜額 200 円

ス I (V ネット電話サービス等の利用の開始と同時に利用を開始する場合を除きます。)		
(カ) 削除	削除	削除
(キ) 番号情報送サービスⅢ	1 V ネット番号ごとに	税抜額 100 円
(ク) ダイレクトコールサービス又は#ダイヤルサービスの接続先変更	1 V 接続先変更ごとに	税抜額 200 円
(ケ) パスワード着信サービスのパスワード変更	1 V ネット番号ごとに	税抜額 200 円

イ バーネットサービスに係るもの

区分	単位	料金額
(ア) バーネットサービス		
① ロケーションの登録(変更を含みます。)	1 ロケーションのバーネット番号又は外国側バーネット番号の登録ごとに	税抜額 2,000 円
② バーネット番号の登録(変更を含みます。)	既に登録されたロケーションのバーネット番号又は外国側バーネット番号の 20 登録作業までごとに	税抜額 500 円
③ 取扱地域の登録(変更を含みます。)	外国側ロケーションを登録する 1 取扱地域ごとに	税抜額 500 円
(イ) 擬似内線ダイヤルサービス		
① 擬似ロケーションの登録(変更を含みます。)	1 擬似ロケーションごとに	税抜額 2,000 円
② 擬似バーネット番号の登録(変更を含みます。)	既に登録された擬似ロケーションの擬似バーネット番号の 20 登録作業までごとに	税抜額 500 円
(ウ) 削除	削除	削除
(エ) 削除	削除	削除
(オ) 内線ダイヤルインサービス	内線ダイヤルインサービスの利用登録を行うバーネット番号の 20 登録作業までごとに	税抜額 500 円
備考		
1 外国側ロケーションとは、外国のロケーションに相当するものをいいます。		
2 擬似ロケーションとは、擬似バーネット番号を登録する外国側通話者のロケーションに相当するものをいいます。		

ウ フリーコールサービスに係るもの

区分	単位	料金額
----	----	-----

(ア) フリーコールサービスⅠ	1メンバーズコードごとに	税抜額 200 円
(イ) フリーコールサービスⅡ	1メンバーズコードごとに	税抜額 1,000 円
(ウ) フリーコールサービスⅢ	1メンバーズコードごとに	税抜額 1,000 円
(エ) フリーコールサービスⅣ ① 初期登録時に係る登録	1取扱地域	税抜額 3,000 円
	1取扱地域増すごとに	税抜額 1,000 円
② 利用開始後に係る登録又は変更	1取扱地域ごとに	税抜額 1,000 円
(オ) カスタマアナウンスサービスⅠ	1メンバーズコードごとに	税抜額 200 円
(カ) 受付変更サービス ① コースⅠのもの	1メンバーズコードごとに	税抜額 200 円
② コースⅡのもの	—	—
(キ) 全国共通番号サービス	1メンバーズコードごとに	税抜額 200 円
(ク) 削除	削除	削除
(ケ) カスタマアナウンスサービスⅡ ① コースⅠのもの	1メンバーズコードごとに	税抜額 500 円
② コースⅡのもの	1メンバーズコードごとに	税抜額 200 円
(コ) 待合せ接続サービス	1メンバーズコードごとに	税抜額 200 円
(サ) 広域転送サービス	1メンバーズコードごとに	税抜額 200 円
(シ) 接続先案内サービス	1メンバーズコードごとに	税抜額 200 円
(ス) 削除	削除	削除
(セ) ダイヤル番号通知サービス	1メンバーズコードごとに	税抜額 200 円
(ソ) 削除	削除	削除
(タ) 待合せ接続通知サービス	1メンバーズコードごとに	税抜額 200 円
(チ) ユニバーサルサルフリーナンバーサービス	1世界共通料金着信払自動通話等用番号ごとに	18,000 円
(ツ) 着信先通知サービス	1メンバーズコードごとに	税抜額 200 円
備考		
1 当社は、世界共通料金着信払自動通話等用番号の登録を行う場合、第3種料金着信払自動通話等用番号を2取扱地域以上登録するフリーコールサービスⅣ利用者に限り、その世界共通料金着信払自動通話等用番号の登録を行います。		

2 フリーコールサービスⅣに係わる工事費について、1の第3種料金着払自動通話等用番号を2取扱地域以上で利用可能な場合は同一の取扱地域とみなして取り扱います。

エ 削除

オ 削除

カ スピードダイヤルサービスに係るもの

区分	単位	料金額
スピードダイヤルサービス	1契約者回線ごとに	税抜額 200 円

キ 削除

ク 削除

ケ Sネットサービスに係るもの

区分	単位	料金額
Sネットサービス	1契約者回線ごとに	税抜額 100 円

コ 削除

第7 重複掲載料

電話帳発行のつど1掲載ごとに 税抜額 500 円

第8 通話等明細書の送付手数料

1 通話等明細書ごとに

区域内通話等の数	手数料の額
1 から 500 までのもの	税抜額 100 円
501 から 2,500 までのもの	税抜額 240 円
2,501 から 5,000 までのもの	税抜額 710 円
5,000 を越えるもの	税抜額 1,070 円

第9 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記 15（通話等明細書等の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

支払証明書の発行手数料の適用	電話等契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
----------------	--

2 料金額

区分	単位	料金額
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	税抜額 400 円

（注）支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

第 10 払込取扱票の発行等手数料

1 適用

払込取扱票の発行等手数料の適用については、別記 16（払込取扱票の発行等）の規定によるほか、次のとおりとします。

払込取扱票の発行等手数料の適用	
払込取扱票の発行等手数料の適用	電話等契約者は、その電話等契約について、以下のいずれかに該当する場合、2（料金額）の規定にかかわらず、払込取扱票発行等手数料の支払いを要しません。 （1） その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるとき。 （2） その他当社が別に定める条件に該当するとき。

2 料金額

区分	単位	料金額
払込取扱票発行等手数料 （窓口支払手数料）	払込取扱票の発行 1 回ごとに	税抜額 100 円

第 10 の 2 窓口取扱等手数料

1 料金額

区分	単位	料金額
窓口取扱等手数料 （窓口取扱手数料）	払込取扱票及び書面請求書の発行 1 回ごとに	税抜額 300 円

第 11 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第 87 条の 2（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	ア ユニバーサルサービス料は、第 64 条の 2（付加機能における電気通信番号）に定める 1 の電気通信番号ごとに適用します。 イ ユニバーサルサービス料は、適用対象の電気通信番号のうち、その暦月の末日に利用されている電気通信番号に適用します。 ウ ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 エ その暦月の末日に契約の解除があったときは、第 87 条の 2（ユニバーサルサービス料の支払義務）の規定にかかわらず、その料金月におけるユニバーサルサービス料の支払いを要しません。 オ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

2 料金額

区分	単位	料金額
ユニバーサルサービス料	1 電気通信番号ごとに月額	税抜額 2 円